

# 第3回世羅町議会定例会会議録

令和4年9月7日  
第3日目

世 羅 町 議 会

## 1. 議事日程

令和4年 第3回世羅町議会定例会 (第3号)

令和4年9月7日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- |      |          |                                                       |
|------|----------|-------------------------------------------------------|
| 第 1  | 報告第 5 号  | 株式会社セラアグリパーク第 20 期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第 21 期予算等の報告について |
| 第 2  | 同意第 2 号  | 世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて                    |
| 第 3  | 同意第 3 号  | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて                             |
| 第 4  | 議案第 36 号 | 工事請負契約の締結について                                         |
| 第 5  | 議案第 37 号 | 工事請負契約の変更について                                         |
| 第 6  | 議案第 39 号 | 世羅町税条例等の一部を改正する条例                                     |
| 第 7  | 議案第 40 号 | 世羅町保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例                          |
| 第 8  | 議案第 41 号 | 世羅町応援寄附基金条例の一部を改正する条例                                 |
| 第 9  | 議案第 42 号 | 令和3年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について                              |
| 第 10 | 議案第 43 号 | 令和3年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について                      |
| 第 11 | 議案第 44 号 | 令和3年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について                     |
| 第 12 | 議案第 45 号 | 令和3年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について                        |
| 第 14 | 議案第 47 号 | 令和3年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について                      |

- 第 15 議案第 48 号 令和 3 年度世羅町上水道事業会計決算認定について
- 第 16 議案第 49 号 令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について
- 第 17 議案第 50 号 令和 4 年度世羅町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 18 議案第 51 号 令和 4 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 19 議案第 52 号 令和 4 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 20 議案第 53 号 令和 4 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 21 議案第 54 号 令和 4 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 22 議案第 55 号 令和 4 年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 23 議案第 56 号 令和 4 年度世羅町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 24 議案第 57 号 令和 4 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	6 番 田 原 賢 司
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 陸 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 石 ヶ 坪 洋 史	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子 育 て 支 援 課 長 山 名 智 並	健 康 保 険 課 長 官 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 山 口 徹
商 工 振 興 課 長 前 川 弘 樹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上 下 水 道 課 長 和 泉 秀 宣	せ ら に し 支 所 長 山 崎 誠
教 育 長 松 浦 ゆ う 子	学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一
社 会 教 育 課 長 荻 田 静 香	
代 表 監 査 委 員 山 口 敦 允	

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 追 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

開 会 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 報告第5号 株式会社セラアグリパーク第20期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第21期予算等の報告について を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） おはようございます。議案集1ページをお開きください。

報告第5号

株式会社セラアグリパーク第20期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第21期予算等の報告について

株式会社セラアグリパーク第20期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第21期予算等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年9月7日 提出

世羅町長 奥田正和

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって報告を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 先程今年度20期の決算報告をいただいたところでござ

いますけれども、非常にコロナ禍で伸び率も厳しいとは思いますが、これ、遡れば、勿論、ちょっと先に申し上げておきますが、株式会社アグリパークは町が51%以上の株を保有する筆頭株主であり、また第3セクターであり、非常に重要な会社でございます。伸び悩んでいるところでもありますけれども、過去の経緯で言いますと、ここ5年間ずっと赤字が続いております。16期を皮切りに600万、350万、1500万。昨年度黒字が出たと言いましても、青い鳥プロジェクト等で基金を2000万取り崩しての800万の黒字。実質は、こういうと申し訳ないんですけど、マイナス1200万です。実質の利益ではありません。これは基金をこれまで利益として挙げていたものを取り崩しての単年度の収支で言えば申し訳ないけどマイナス1200万。本年度がまた300万余りの赤字が出ています。連続で言えば5期連続の赤字であると。これはコロナ禍に入り致し方ないところもありますが、3点くらいお伺いさせていただきます。

今回顕著にワインの売上げ、これは例年、大体8000万前後を推移していて、そう伸び悩みというか、高い位置にはあるだと思っておりますけれども、営業努力もあるかと思えます。ここから伸び率あまりない。反面、今回レストラン、ショップ売上げが約1200万上がっている。これは昨年度の決算のときにも報告受けましたけれども、内部的改造があったものだと考えております。このショップ売上げについてちょっと1点お伺いしたいのと、あとは損益計算書のところの雑収入、昨年度雑収入2700万余りは先程言った基金の取り崩しや、町の助成金等含めてその位の金額になったと聞きました。全協でもお伺いしたところ雑収入1500万の大半、1100万余りが雇用調整助成金であるという内容聞きましたけれども、ひとつ不思議に思うのがこの助成金、今年度始まったものでなく、もう2年、3年前コロナが始まりましてからずっと国の制度であったにも関わらず、今年度こんな大きな金額が入ってきておる。これまで利用されてなかったのか。そこら辺の考え。これがあるがために今回300万の赤字で済んだということですが、これがなくなったら非常にまた心配ではありますけれども、その辺のお考えをお伺いいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。まずワイン、要はショップの販

売でございますけれども、昨年はワインの本数でいきますと 34,000 本強の売上げになっております。19 期は大体 36,000 本余りでございますので、若干ちょっと売上本数は減っておるところでございます。それから雑収入でございますけれども、雑収入につきましては、大きなものとしましてコロナ県の支援金、それから雇用調整助成金、ぶどうの促進事業費、自動販売機、そういったものが含まれているところでございます。

最初にご指摘いただいた赤字の件でございますけれども、一番最初のときの赤字につきましては、税務署からのご指摘がありまして、ぶどうの処理をしないではいけないということがあったので帳簿上の赤であったというふう聞いております。

2 年目の赤字につきましては、大雨災害によってたいへんなお客様の減があったというところでございます。

3 年目につきましては、要はコロナ禍というところがありましたので、非常にそういう不可抗力的なところがあったところでございます。アグリパーク社様におかれましては、社員全体で打っていくという中でですね、新たにレストランの料理長も変わられて、より積極的に売上げを伸ばす、そういったところに取り組まれている過渡期というふうにお聞きをしております。そういった意味で移動制限も解除されて、そういう観光であったり、ドライブであったり、さまざまなお客さまが戻りつつあるというふうにもお聞きしておりますので、今の個人消費がいかにか伸びていくかということにかかっております。アグリパーク社様におかれましては、併せて PR もしっかりしていかれたいというふうにお聞きをしておりますので、我々も一緒になって広報に努めたいと考えてございます。

○議長（米重典子） レストランの売上げが伸びているというところも言われましたけれども、その内容。

▼【高橋議員：「それはいいです。雇用調整助成金の分について、今までもらってなかったのか。」】

○議長（米重典子） レストランのほうはいいそうなので、雇用調整助成金について。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 答弁が充足をしておらないところがございます。ご質疑いただきました雑収入のところでございます。雇用調整助成金につきましては、この20期の決算内訳としまして450万余のものがございました。これはご質疑いただきました今まで取り組んでいなかったとおっしゃられたところでございますけれども、これは決算期の関係でですね、第19期のものが決算またぎ、6月、7月の決算またぎでですね、20期に組み込まれたものも入ってございますので、今までもしっかりと取り組んでまいってきておるところでございます。今後も未曾有の、そういった事態に給付、交付等があるものがございましたらしっかりと有効に使っていくということでお聞きしているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） そういった助成金もご存じの通りこの9月、10月、延長になったかは知りませんが、来期は見込めない部分も出てくるかと思えます。そんな中、この21期の今度予算のほう見ていただきたいんですけども、今回600万余の黒字ということで予算立てをしております。昨年度はコロナ禍も踏まえてあまり大きなところもなく、130万位ですかね、予算を組まれててそこまで見込めないのが、今回大きく600万、これは非常に頼もしいところで、コロナも落ち着いてきて、考え方も変わってくるというので、売上げも伸びてくる、このように捉えられるのかなと思っておりますけれども、反面、雇用調整助成金もなくなってきた、実質の売上げで勝負しなければならなくなってきたとき、以前よりはだいぶましです。以前これをマイナスで出したことがありましたからね。議会へ対して。これからの予算書組むときに△で出してくる。こんな見たこともないような予算書出してきたことがあったに比べては600万、でも根拠のないまた出し方というのもあるんで、この大きくこのたび600万を組み出してきたこの内容というものがわかればお伺いいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。



○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。21期の予算につきましては、20期の予算でありましたり、実績をみられる中で、アグリパーク社として作られていったところでございます。やはりワイン直販につきましては、今の実績と今後のコロナの回復を見込む中で考えていくと。ショップ、ワイン以外につきましては団体客の増加を見込むというようなところ。レストランにつきましては外販とそういった販売強化を見込むというようなところから、昨年の予算であり、実績をみられる中で売上高について社として、検討し、出された数値でございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 課長も所掌している担当課としてもっと申し訳ない、熱のこもってない答弁でなくてね、順次アグリパーク社さんとは密に話をして来期、必ず黒出すぞという意気込みでやってください。なんかちょっと聞いてたら他人事のように聞こえるんで、しっかり取組んでください。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。私の言葉のトーンで熱を帯びてなかったとすればお詫びをいたします。今、アグリパーク、あるいは夢高原市場、県民公園、SL様、そういったところで月1回店長会議で横連携を図っておるところでございます。そういう場面にも私どもはまいらせていただいて、今の現状をお聞きする中で、どういった取り組みができるかというところにも入らせていただいているところでございます。そういった意味で更に密なる関係を築きつつ頑張ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 何点かお伺いしたいと思います。まずこの決算書を見てですね、トータル的にどういう販売戦略があって経営を持ち直していくのかと。ここをはっきりお伺いしたいと思います。

まず1点目が貸借対照表の長期借入金で、今期700万位減額になっている。

この返済計画というのはどうなっているのかと。

2番目に損益計算書の中で純利益、先程も質問出ておりましたけれど、要は去年はですね、青い鳥がなんとか、何度もことばの中に出て、救われると。青い鳥が飛んでくると。こういうふうな説明があったんですが、今年は全くない。しかし販売戦略を立てる上では、売れるワイン、好まれるワイン、これを作らないとだめだと思うんですが、その辺りの経営戦略を聞かせていただきたいと思います。

それともう1点、販管費の中で修繕費が大きく伸びております。機器修繕の計画というのが何かございましたらお願いいたします。まず1点目の質問でございます。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 販売計画戦略についてでございますけれども、やはり世羅ワイナリーを特徴付けるもの、そうしますと、やはりハニービーナス、あるいはマスカットベリーA、そういったもの。要はこういう主力商品をいかに定着していくか、知っていただくかということが大きな鍵になってまいろうかと思っております。

それと誘客でございますが、コロナ以降ファミリー層の来園が増加しておりますので、子ども様向けのイベントやサービスを取り入れると共に、県民公園やミニSL、夢高原市場との連携を強化して来園者の拡大を図って収益性を高めていかれたいとのことでございます。

それと青い鳥プロジェクトの件でございますが、やはりこのプロジェクトにつきましても、森の宝石ブッポウソウ、ブッポウソウにぶどうの害虫となる虫を食べてもらうというような取組みの中で、生産現場、それからそういう取組み、さまざまな中で青い鳥プロジェクトのワインができて、広島県のちょっと名前は度忘れしましたがけれども、グッドデザイン賞を頂戴したり、あるいは、売れ行きが好調であったというふうに聞いているところでございます。この積み立てはアグリパーク社様の長年のご努力の中で積み立てていらっしやったものを取り崩して使われたということでございますので、非常にいい取組みであったというふうに考えてございます。やはりせらワイナリー様、せらワインの

良さがこれからしっかり伝わり、まずは口に入れていただく。まず知っていただくというところが必要になってくるのかなということは思います。まず飲んでいただければ非常にフレッシュで、味わいのいいワインということがわかっていただけますので、まずは知っていただく、飲んでいただくというところが必要であろうかというふうに考えてございます。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 続きまして私から答弁、充足をさせていただきます。まず第1点、ご質疑いただきました長期借入金の返済に伴う状況でございます。こちらにつきましては、償還の計画でありますけれども、これは最終償還が令和12年6月までの償還。これは均等で償還をしてまいるという計画を策定されているところでございます。本年700万弱という形で償還をしてまいりましたけれども、これを計画的に行いながら返済を完了するという見込みでございます。

次に修繕の関係でありますけれども、修繕が伸びを見せているところでもございます。こちらにつきましては、施設全体を賄います、そして重要な部分となります浄水設備の部分のろ過器等の修繕が突如発生したということもございまして、この醸造に関わる、また施設運営に関わる根幹のところでございます。修繕を行うことの要因によるところでございます。

販売戦略につきましては、補足をさせていただきますけれども、特に主力のハニービーナス、白甘口のワイン、ワイナリーを代表する銘柄でございますけれども、ショップの売上本数に対して、出荷の売上本数は概ね2割程度に留まるところでございます。ご来訪いただいて、ご試飲をいただいております。ご試飲をいただくことは多いんですけれども、外にPRが足りてない状況になっておろうかと推測がされております。しっかりと良いものを外販、また試飲会等をしっかりとPRすることで販売戦略につなげてまいりたいと、そのように策定をされておるところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 重箱の隅をつつくような話しになるんですけれども、製

造原価でこの労務費の圧縮がされております。この労務費の圧縮っていうのは、どういう思いで圧縮されているのか。ここを伺いたいと思います。

それから先程も同僚議員から同じような質問があったんですけども、来期の予算書の中で売上げを伸ばすと。特に公共交通機関がマイカー、またはタクシーとか、こういった交通機関でないと来場者が見込めない。こういった中ですね、じゃあ、来てくれなかったから売れなかったと。これじゃあ戦略じゃないんですよ。打って出るか、待つかという、打って出ないとだめでしょう。やはり販売は外で販売する。来てもらうのを待ったんじゃ、今は時代遅れなんです。通信販売も、今はいくらでもできる時代になってます。こういったところをしっかりと活用してですね、商品を棚に並べて待ったんじゃだめだと思いますので、しっかりと取り組んでもらいたいと思います。

それから 21 期の予算の中ですね、販管費が若干伸びておりますけども、この販管費が伸びるといふところにどのような戦略を持って販売管理費が伸びているのか。ここの中が見えませんが、そのここが伸ばした思い、この辺をお聞かせ願いたいと思います。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私からお答えをさせていただきます。まず労務費の圧縮の部分でございます。これ醸造部門で大きく 19 期と開きが出ておるところでございます。こちらにつきましては、ご存じのところもあろうかと思っておりますけれども、醸造スタッフの人数減ということで、これは圧縮というよりも結果として減額となったところでございます。しかしながら、限られたマンパワーと必要なマンパワーは変わっておりません。醸造担当が指揮を、計画を出しながらですね、社員が事務の者が、またショップの者が、そしてレストランに従事する者が全員が一丸となってその部門を労務のサポートに入ることによって、全体を賄う形となっておりますのでございます。

続きましてやはり来期の見込み、希望をどこに見出すかといったところでございますけれども、まさにご質疑をいただいたとおり、外に打って出ることが必要でございます。販管費の中で出張費に伴う交通費、またそういった経費の部分を上増しをする中で外にしっかりとワイナリーが主力とするものを

ご試飲、お召し上がりいただくということにつなげ、現地に来ていただくことに加えて、インターネット販売、そしてゆくゆくは越境EC、そういったところにですね、手掛けてまいりたいという、そういったところで販管費を上積みし、来期に期待を寄せておるところでもございます。

レストラン事業については、今までの売上げを大きく伸ばしてきたところもございます。これは仕出し免許を取得をする中で、外に食材と言いますか、料理を提供することでも伸ばしてまいりました。ご質疑いただきますように、待つのではなく、今更ながらではございますが、しっかりと外に出ていく、そこでいただいたご講評を、また生産者の皆様にしっかりと返していく。その中でサイクルを再度構築してまいりたい、そのように確認をさせていただいているところでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。いろんな条件があるわけですが、そういう中で結果から見るとかなりの損失が発生をしておるわけですが、特に売上げに関してお尋ねしたいと思うんですが、ショップの売上げ、あるいはワインの売上げ等がこの令和3年7月からの1年の売上げが対前年度と大まかでいいですが、どういう結果になっておるのか。やはり厳しい要素はいろいろあるわけですが、そういうなかで、採算ベースというか、それを目指して一層努力をしていかなくちやならんというように考えるところであります。

それから損益計算書の下段のほうにあります過年度損益修正150万ですか。これはどういうことなのか。それから新年度の売上げについては、全体で2億3000万余りを見込んでおられるわけですが、先程来一定の答弁はされたわけですが、なかなか売上げを伸ばしていくということ、単なる努力というか、副町長も先程いろいろ述べられましたが、必要なわけですが、やっぱりおよその計画を、毎月の計画等も立てられておるんじゃないかと思うので、そこら辺も計画と実績をきちんと見てその中からどういう対応が必要なのかというようなことも考えて早め早めに対策を講じていく。いろいろとこれまでも改善をされて、先程は人件費の問題も触れられましたが、可能な限り経費を節減をしながら実績を上げていくということが非常に、黒字なら努力はいらん、赤字じゃけ

えということも多少ありますがですね、長期的にやはり安定的な経営をすぐ来年度黒字になったということにならないにしてもですね、努力をしていただく必要があるというふうに思うんですが、こうした点について再度お尋ねします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） それではご質疑の3点目、まず3ページの損益計算書の売上高、ショップ売上げ等、ワイン売上げの前期との比較はということでございますけれども、まずショップ売上げでございますけれども、20期と19期を比較しますと、600万円位減っております。ですから前年比で約84%でございます。ワイン売上げでございますけれども、20期は19期と比較しまして230万円余りの減となっております。ですから前年比が97.1%の状況でございます。

それと2点目のご質問でございますが、過年度損益修正のこの150万円の件でございますけれども、18期におきまして繰越利益剰余金150万円減じ、別途積立金を150万円増やす処理をしなければならなかったところ、別途積立金150万円だけを増やし、繰越利益剰余金を減じる処理をしていなかったものであり、今期修正をさせていただいたということが役員会で、株主総会で決まられたということでございます。

最後に今の計画に対して早め、早めの対応はというところでございますけれども、株式会社アグリパーク社様におかれましては、常務、あるいは部長等、定期的に経営計画と言いましょるか、経営会議を行われる中で、目標値、その達成度を見られる中でご努力をいただいておりますとの報告を受けてございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） それなりに努力をされておるといのはわかるわけですが、一定の努力をしたんじやが、ショップについて対前年度で84%ですか、最初にも言ったように、厳しいコロナだけではないかもしれませんが、いろんな状況があるというのわかるわけですが、それをどう打開というか、していく

かという、そこは努力をすればすぐ解決するというものではないかもしれませんが、いろんな似たような、特に、十分は把握をしておりませんが、ワインが比較的作りやすいんかどうか全然知りませんが、新しいワインの生産をされるというようなこともありますし、特に第3セクターで運営をするというのは個人の経営とは違うわけなので、そこら辺がむずかしい点はいろいろとあるわけですが、しかしスタートして一定の努力をしてきたわけですから、そういうなかで、早期に安定経営に持っていくように更なる努力をされる必要があるのではないかとこのように思いますし、過年度損失修正はまちがっていたということであったかと思うんですが、やはりこういうところもきちんとチェックをしていただいて、やっぱり3セクだから民間とは違うんですが、やっぱりそういう点では社長を中心にしてですね、やはりそういう点をそれなりに努力をして赤字が出てもやむを得んのだというようなものの考え方では困るわけで、そういう点はそれなりの努力はされていることは認めますが、更なるね、新しい決意で取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、これらについてどのようにお考えですか。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） ご指摘いただいた部分にお答えをさせていただきます。まずこれからをしっかりと歩んで行くというところ、これを回復軌道に乗せていくというところがございますが、予算を立てるにあたりまして、ショップ、また現在好調の兆しを見せておりますレストランにつきまして月別売上げ計画を定めそれを積み上げたものを反映されております。

第20期の売上げは約5000万円でしたが、第21期につきましてはレストランの売上げを6000万円に設定されておるという形で確認をしております。第20期におきましては好調ではありながら84日間の休業を余儀なくされてきたところがございます。その部分の営業を加味する中で、また好調の仕出し部分も考慮する中で、上乘せをし、利益につなげてまいりたい、そのように反映をされているところであります。そして、ワイン本業の部分でございますが、売上げは減少しておる部分がございますけれども、本数としましては伸びているところでございます。これはショップの売上げプラ

ス醸造、出荷、量販店との取扱い、そういったところにシフトを若干行っておるところがあると確認をしております。第18期、これはコロナが始まり打撃を大きく受けたところでありますが、本数ベースとして41,492本というものが20期におきましては、57,002本の実績となっております。金額でベースとすれば減少傾向にある数字となっておりますけれども、本数とすれば出荷と、また現地売りとの差が出てまいりますけれども、醸造本数の回転、いわゆるタンクを回転させていくことにつきましては、棚卸も少なく、期末棚卸も少なく実績を迎えていることから、タンクに自由度が出てきておるところでもございます。そういったところも踏まえまして、新品種の検討、そして試験醸造、そういったところにも取組んでまいりたいという意向を確認をしておるところでもございます。そして、チェック体制をしっかりとしなければならないというご指摘をいただいたところでございます。特別損益の部分でも計上をさせていただいておるといふ形でありますけれども、これにつきましては、1期から20期までの、この間の損益計算書と貸借対照表、すべてを再度チェックを見直しをさせていただき、確認をさせていただいたことがございました。そのなかで損益計算書から、第18期でございますけれども、損益計算書から貸借対照表へ移記するときにはですね、150万円の積立金処理が齟齬が、数字上の齟齬があったというところを、今回の損益計算書で齟齬修正を行っておるところでございます。実際の損益計算の通算、並びに繰越剰余金の計算についてはすべての数字が符合しており、株主総会でも確認をし、了承をされたところでございます。引き続きしっかりと町からも関係帳票の確認なり、経営方針をしっかりと見させていただきながら、引き続きご指摘いただきますように、回復傾向に進んでいくように取り組みをさせていただきたいと存じます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 気になった点があるんですが、機械装置、貸借のほうで113万7000円。ワイナリー規模で言うと、かなり低いし、減価償却費もそもそもかなり金額が低いなど。資産はかなりワイナリーとしてはあるかと思えます。この小さい金額の理由というのを教えてください。



○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私からお答えをさせていただきます。貸借対照表の中の有形固定資産、いわゆる機械装置が非常に額として少ないというご指摘をいただいたところでございます。こちらにつきましては、ワイナリー、いわゆる施設そのものは町の所有でございまして、株式会社セラアグリパークの所有物ではないところでございます。その施設の指定管理制度も入れながら株式会社セラアグリパークがワイナリー醸造を営んでいるということから、機械装置についての大きなものはですね、こちらに計上されてこないというところでございます。少額ではありますけれども、何があるのかというところにもなってしまうかと思えます。こちらについては、醸造、それをですね、イベント等に使用してまいるときの冷蔵コンテナ、またイベントにおきましては最近樽詰め現場で振舞うというようなことも試験的に考える中で、その樽詰めへの充電器のアタッチメント、そういったところが機械装置の内訳でございます。施設の規模に関わらず、装置の金額が小さいといったところはそういった要因によるものでございます。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） そのとおりかなと思ってはいたんですけども、20期を迎えられて、当初平成18年開園でしたかね、施設が持っている資産のほうはかなり償却が進んでおるかと思えます。修繕費等も払われて維持されてるかと思うんですが、要は今後ですよ、醸造施設なんか、建物とかに付随するものは町がしっかり面倒を見るべきだろうと思われまいます。指定管理施設なんで。ただ中で醸造に関わるもの。これについてどう見ていくか。農業振興の観点からいうと、当然あるべきものだろうと思えます。ただこれを町が直接的に整備する必要があるかどうか。今後も更新をずっとしていく必要があるかどうか。一定程度の補助ですよ、これは農業振興を図る面で一定割合のところはしないといけないと思うんですが、将来的にそういう更新を迎えたときに、いつか更新しないといけない。そのときにどのような対応を考えられておるかというところを教えてください。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私よりお答えをさせていただきます。開園以来年月が経ってきておるところでございます。損耗、また老朽化してくる部分もございます。その部分をどのように対応していくかというご指摘をいただいたところでございます。まずは指定管理施設という扱いで指定管理をお願いしている。その中でぶどう振興に関わる醸造を手掛けているところでもあります。ご指摘いただきますように、産地育成、産地の継続、ぶどうの振興についてはその醸造なり、ワイナリーの営みというのは非常に重要なので要素でもありますので、そこをどう支えていくかというのはしっかりと議論する必要があるかと思えます。

また、指定管理施設でありますので、修繕の区割りと言いますか、区分については、しっかりと指定管理の在り方のなかで定める必要がございますし、ご指摘いただくところはこれからの大きな課題として受け止めさせていただき、当面の突発的な修繕というよりもですね、その施設全体の老朽化がどうなのかというのを今一度の点検をし、将来的な修繕の負担というものを洗い出す時期にもやっけてきていると今、認識をさせていただくところでもございます。引き続きぶどう振興の部分も踏まえながら、そして全体の機器償却、そして株式会社セラアグリパークと町がどの部分をどのように区分をしていくのか。今その議論が必要であるというご指摘もいただいたところでございます。第21期中です、今の現状を会計、そして経営、それを支える施設の部分がどうなのかといったところを、改めて課題として承らせていただき、今後の課題としてしっかりと共有してまいりたいと存じます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第6号 株式会社セラアグリパーク第20期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第21期予算等の報告について を終わります。

日程第2 同意2号 世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意

を求めることについて を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 議案集の 2 ページをお開きいただきたいと思います。

同意第 2 号

世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、次の者を世羅町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、町議会の同意を求める。

令和 4 年 9 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

氏 名 梶川 静司

生年月日 昭和 30 年●月●日

住 所 世羅町大字徳市

任 期 令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

提案理由でございます。

世羅町固定資産評価審査委員会委員の梶川静司さんが、令和 4 年 9 月 30 日をもって任期満了となるので、世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

梶川静司さんの略歴でございます。昭和 51 年に世羅町職員として採用されました。その後、昭和 57 年から 8 年間の税務課、平成 9 年からの 13 年間、また税務課に勤務されております。平成 20 年 9 月 1 日からは税務課長に就任されております。また、平成 27 年 3 月末を持ちまして、退職となられてございます。この税務課行政については、通算 23 年間にわたってお勤めをいただい

ておるところでございます。平成 28 年 10 月 1 日からこの世羅町固定資産評価審査委員会の委員をお努めいただき、現在ではその委員長もお務めいただいているところでございます。税務経験豊富でございます。この梶川さんは適任であるということで選任同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、「無記名投票」で行います。

議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員は 11 名であります。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に同意と思われる方は「賛成」と、同意しないと思われる方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）（点呼）

1 番 高橋公時議員 2 番 上羽場幸男議員 3 番 上本 剛議員

4 番 矢山 武議員 5 番 向谷伸二議員 6 番 田原賢司議員

7 番 藤井照憲議員 8 番 松尾陽子議員 9 番 徳光義昭議員

10 番 久保正道議員 11 番 山田睦浩議員 以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長(米重典子) 投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番 上本 剛 議員  
4番 矢山 武 議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(開 票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 11 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 11 票

反対 0 票

以上のとおり ( 賛成 ) が多数です。

したがって、同意第2号 世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき  
同意を求めることについては、梶川 静司(かじかわ せいじ)さんを同意  
することに決定しました。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

日程第3 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ  
いて を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長(奥田正和) 議長。

○議長(米重典子) 町長。

○町長(奥田正和) 議案集3ページをお開きください。

同意第3号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、次の者を教育委員会委員に任命することについて、町議会の同意を求める。

令和4年9月7日 提出

世羅町長 奥田正和

氏名 杉原正典  
生年月日 昭和27年●月●日  
住所 世羅町大字重永  
任期 令和4年11月18日から令和8年11月17日まで

提案理由でございます。

教育委員会委員の杉原正典さんが、令和4年11月17日をもって任期満了となるので、教育委員会委員の任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

杉原さんの略歴でございます。昭和49年に三原市役所に就職をされてございます。その後教育委員会教育振興課、並びに財務部財務課長、財務部長を歴任されております。平成24年に定年退職をされ、その後社会福祉法人にお勤めをされておりました。平成30年11月より世羅町教育委員会委員に就任いただき、現在に至っているところでございます。杉原さんにつきましては、長年の行政経験を持たれておりました、とりわけ教育委員会事務局や、財政部門に見識が高く、さまざまな視点からこれまでも本町の教育推進に多大の協力をしていただいております。また何事にも冷静沈着であり、責任感強く、引き続き教育委員として手腕を発揮していただきたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） これを持って提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、「無記名投票」で行います。

議場を閉鎖します。

(議場の閉鎖)

ただいまの出席議員は 11 名であります。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に同意と思われる方は「賛成」と、同意しないと思われる方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）（点呼）

1 番 高橋公時議員 2 番 上羽場幸男議員 3 番 上本 剛議員

4 番 矢山 武議員 5 番 向谷伸二議員 6 番 田原賢司議員

7 番 藤井照憲議員 8 番 松尾陽子議員 9 番 徳光義昭議員

10 番 久保正道議員 11 番 山田睦浩議員 以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長（米重典子） 投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 5 番 向谷伸二議員、6 番 田原賢司議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(開 票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 11 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 8 票

反対 3 票

以上のとおり ( 賛成 ) が多数です。

したがって、同意第3号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについては、杉原 正典(すぎはら まさのり)さんを同意することに決定しました。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

ここで休憩といたします。再開は10時30分といたします。

休 憩 10時17分

再 開 10時30分

○議長(米重典子) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第4 議案第36号 工事請負契約の締結について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○企画課長(升行真路) 議長。

○議長(米重典子) 企画課長。

○企画課長(升行真路) 議案4ページをお開きください。

議案第36号



## 工事請負契約の締結について

世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年世羅町条例第56号）第2条の規定により、別紙のとおり世羅町旧情報通信設備撤去工事の契約を締結することについて、町議会の議決を求める。

令和4年9月7日 提出

世羅町長 奥田 正和

提案理由でございます。

世羅町旧情報通信設備撤去工事について、一般競争入札執行の結果、令和4年8月15日、株式会社中電工 広島東部支社 支社長 久城 啓史に落札決定したので、請負契約を締結したいものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 入札に関して電子入札で2者の応札があったという説明であったと思うんですが、どのように入札までの広報について業者等への通知を行い、この2者になったのか、その点をお尋ねします。

それから一定に事業は一定に進んでおるのではないかと思うんですが、一部は残っておるかもしれませんが、そういう中で残っておる事業について工期があったと思うんですが、

○議長（米重典子） 撤去工事契約の締結についての質疑をお願いします。

○4番（矢山 武） 一定の期間かかるというのはわかるんですが、全協の中でもいろいろ質疑があったように、いろんな点についてきちんと把握をする必要があるというように思うわけですが、こうした点について、

○議長（米重典子） 質疑の趣旨を明確にさせていただければと思います。

○4番（矢山 武） 工事の完了に向けての作業についてお尋ねしております。

特に広範囲にわたっての撤去が行われるのではないかと思うんですが、こうした点でこれらにひとつひとつの金額は示されてない。全体でこの金額だということだとは思いますが、こうした最後の仕上げということで、重要な点もあるんじゃないかというように思うんですが、これらの工事の進行についてお尋ねします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えいたします。まず入札の流れについてご質問をいただいたかと思いますが、先程ご説明をさせていただきました応札2者でございますが、開札を8月10日に実施をいたしまして、その間、先程ご説明をいたしました8月15日落札決定でございますが、この間に資格審査等の要件の確認を実施をいたしております。その後8月19日に仮契約の締結を現在、終えておるところでございます。

議員ご指摘いただきました残工事、今まで機材が半導体不足等で足らなかったものについて今回宅内引き込みということで、工事を入れさせていただいているところでございますが、こちらにつきましては、先般落札業者とですね、第1回の打合せ会を実施した中で、この機材について少し早めに調達ができそうであるということでの内容をいただいております。したがって年末頃ということでご報告をさせていただいておりますが、機材の調達にもよるんですが、早ければ10月の下旬頃からこの残っております宅内の引き込みが開始できるものではないかというふうに考えているところがございます。先程議員からご質問いただきましたこの撤去工事につきましては、やはりご指摘いただいておりますように、宅内引き込みが残っておって待っていただいているお客様もいらっしゃいます。こうしたところをですね、速やかに終えて、今あるサービスを早急にですね、活用していただくということで取組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 全協でも一定の説明は受けましたけども、再度お尋ね

をいたします。同軸ケーブル等の撤去の距離ですね、538キロに亘っておりますけども、この撤去した有価物、これの考え方はどういうふうに捉えていらっしゃるでしょうか。お尋ねいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。この撤去した同軸ケーブルでございますが、これについては、議員ご指摘のとおり、一定に有価物という形でのとらまえ方でございますが、こちらにつきましては、一定に廃棄物として処分をしていくことで今回、計上させていただいているところでございます。これにつきましては有価物分については差引という形で、副町長のほうからご説明をいただいたかと思うんですが、今回の工事については有価物という見解ではなくて、処分をしていくということで、今回この工事については進行していきたいと考えているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第36号 工事請負契約の締結については 原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第37号 工事請負契約の変更について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（福本宏道） はい、議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 議案6ページをお開きください。

議案第37号

工事請負契約の変更について

令和4年議案第23号により議決を得た町道大和世羅線道路災害復旧工事（第1500号）の請負金額を別紙のとおり変更することについて、町議会の議決を求める。

令和4年9月7日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

令和4年3月18日に請負契約を締結した町道大和世羅線道路災害復旧工事（第1500号）について、工事内容の変更により請負金額を変更したい。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。設計業者がどういう調査をして設計金額を最初にはじいて、現時点で工事の状況はどのようになっておるのか。変更日時というか、この金額に変更したのはいつなのか。なぜそういうことお聞きするかと言うと、図面を全協で出されておるわけですが、表面まで中硬岩がどういう岩かわかりませんが、硬い岩が出ておって、それを崩落を防ぐためのメッシュというか、網があって云々というようなことを言われたんですが、当然、地図でよくわかりませんが、何mか入ったところから硬くなるという判断はどういう形で最初にされたんか。想定より早く硬い岩が出たということはきちっと調査をされておればわかるはずなんですよね。そういう調査をせずにやおい岩だろうという、やおい土だろうということで設計をしたということになると、最初の設計金額に問題があったんじゃないかというように思うわけですが、これらの

経緯と泥の中のことであるので、変更はやむを得ないとしてもですね、2200万円ですか、2000万円を超える変更するという事は2割ですか、1億2000万の2割までいきませんが、多額の変更が必要になってきて、災害復旧ですから、財源は全部一般財源ということではないかもしれませんが、非常に前にも災害が発生をした箇所じゃないかと思うんで、そういう点では全然どういう崩落の状況がね、把握は全然しておりませんが、そうした点についてですね、どのような経緯でこういう事態になったのかという点をお尋ねをいたします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは議員のご質問にお答えします。今回の設計段階における土質区分につきましては、ボーリング調査、こちら主に滑り面を特定するものとして、法面の下段、下部分においてですね、2か所。それから前回の過去に被災したボーリングデータ、こちら1本。合計3本を活用して、滑り面を想定。またボーリング調査した現位置につきましては土質区分がはっきりしておりますので、これにより土質区分を決定するわけですが、ボーリング調査というのは、その位置しか土質区分がはっきりとわからないものですから、それ以外の部分につきましては、このボーリングデータを参考に地形とか、露出している部分の岩の状況を踏まえた上で、設計に反映していたところでございます。しかしながら、今回掘削したところ、掘削するために何度も岩の判定を行うわけですが、これによりまして岩の区分の変更が必要になった。また今回の中硬岩の部分につきましても、前回の災害の際に吹き付けを行ってございまして、表面が被覆されていたために、直接ですね、目視により判定ができなかった部分については、植生の剥ぎ取り、ラスの剥ぎ取りを行った上で、再度判定を行い、土質の区分を行ったところでございます。

また、こちらの変更日時といったご質問あったと思いますが、こちらの変更につきましては、現在8月4日にですね、受注者であります株式会社セラケン様と仮請負契約を締結したところでございます。こういった災害の発注にあたりましては、今後も土質区分、こちらについては非常にむずかしい判定になるかと思いますけども、現地の調査をしっかりとした上でですね、適切に設計に反映していきたい、そのように考えているところでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 工事の流れというか、そういう点と、いつの時点で変更の必要性を町として認識をしたんかということをお尋ねしとるわけなんで、8月4日に変更契約をしたということですか。この請負金額を変更したいという時期ですよ。それを私はお尋ねしとるんですよ。それから十分に把握をしとりませんが、崩落した箇所であったとしたらですね、残っておるところは、それと同じような幅で中硬岩が続くというような判断はおかしいんじゃないですか。ネットをかけるということは、やおい場合にそこがまた崩落をしてはいけないということでかけられておったんでしょうが、出たおところが目には見えんかもわかりませんが、地表に相当の面積が出ておるといのはその気になれば調査はそう、ボーリングのほうがええんでしょうが、ボーリングでなくてもね、一定の状況把握はできるんじゃないですか。そこら辺は説明では、想定をしておったものより早く云々と説明はされましたがね、ちょっとその点は私は非常に町が直接調べるといことはできんのかもしれませんがね、専門業者の過去の調査と2か所のボーリングということがですね、不十分だったんじゃないかと思うんですがね。そこをどのように認識をされておるのか。それからもう少しね、工事を着手して、いつ頃着手をされておるか知りませんが、それからこれは設計と違うということをいつ頃認識をして、それに伴って2200万円余りの増額をいつ契約をされたんですか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 土質の調査でございますが、こちらにつきましては、先程申し上げましたとおり、ボーリング調査による結果2つと過去のボーリング調査による結果1つとそれから現地の状況を見た上で決定しているところでございます。こちらのボーリング調査の量とかですね、現地調査につきましては、ある程度基準によりですね、適正な数量で積み上げたものと認識しているところでございます。

また工事につきましては当初契約が令和4年3月18日、3月議会において議決いただいた日が契約締結日となっているところでございます。またその

後、令和4年5月16日から現地の掘削作業を開始したところでございます。  
その後ですね、金網であるとか、植生であるとかといったものを剥ぎ取り、工事を進めていったわけでございますけども、その後5月18日以降順次岩の判定を行い、受注者と協議を進めながら工事を進めてきたところでございます。  
変更の時期でございますけども、変更の契約日というものは議会の議決を得てから効力を発生するものでございますので、本日議決を得られましたら、変更契約日となるものでございます。そのために事前にあらかじめ予約として受注者と8月4日に仮契約を締結しているものでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） どういう思いで質問をしとるかというのは大体課長もおわかりだと思うんですがね。いろいろ業者とやりとりして8月4日に合意言ったらおかしいかね、変更を進めるということになると、基本的に町と業者との話で元の設計者とどういう関係を持たれてこうなったかわかりませんが、現状を、どう言いますかね、多少仕上がったときに変更するというのはやむを得ないにしてもですね、こういう金額で変更していくとなると、6月時点ではわからんかもしれませんがね、もう少し対応の仕方があったんじゃないかというように思います。最初にどう言われましたかね、十分に記録してないですがね。剥ぎ取ったと言われましたかね、そうしたらそこへ岩が出とったということになると、もう設計が全然違うというのはわかりますよね。設計と現状が。そこから辺でどういうやりとりされたんか。5月16日に掘削を始められて、早い段階で表面に出ているものはわかったんじゃないかというように思うわけですが、こうした点、もう少し設計業者に責任があるかどうか別としても、きちんとした判断の基に変更していく必要が私はあるというふうに思うんですが。この変更後の横断図面を見ると、黄色い部分がかなり少なくなっておるんで単価の違いが大きく量の変更でなしに、単価の違いがこの金額になったんだろうと想像するわけですが、そこは毎日行くということもできませんし、硬い岩の下がやおいとは思わんのですがね、もう少しそういう点のね、一定期間で把握をしながらね、現場の工事を見て、どうしてもこの必要なのということになれば、できるだけ早く変更を提案をするということがいるんじゃないかということ

お尋ねしました。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） まず土質区分の想定に係る調査でございますけども、災害復旧事業、こちらについては補助事業でございますので、補助事業の基準に則った調査、こちらが必要になってきますので、こちらに基づいてですね、必要な調査を計上し、土質区分の判定を行ってきたところでございます。

また岩の判定による変更の時期でございますけども、掘削、法面の掘削でございます。日々ですね、変化してまいりますので、概ね土質の区分が想定がつく範囲まで掘削したところで、今回の変更を進めるものでございまして、その時期が8月初旬の仮契約となったものでございます。しかしながら議会の議決をいただいておりますね、工事契約を締結しておりますので、工事変更の必要がわかった時点で速やかに、できるだけ速やかに議会のほうに提案できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありますか。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 私もこの全協でこの資料を見させていただいたときに、ちょっとびっくりしたんですけども。今、基準に則って調査をしたというふうなお答えでしたけど、これ上と下という面で分けてみますと、ほぼ同量の土砂があるぐらいな規模ですよ、これは。量的なもので言うと。こここの下部分と上部分という、同量位の量がありますよね。それを判断するのに下の調査だけで済ませるという基準、考え方が私にはちょっとよくわからない。勿論私は素人ですからどのように検査してするというのは私は知りませんが、たとえば同量の土砂があって、下だけ見て、上はラスが張ってあるから無理ですというその考え方。当然、何らかの形でそこも調べる必要があるのではないかと、いうふうに思いますし、これだけの差が出るというのはちょっとびっくりというか、工事のたんびに、剥ぐったら違いました。変更しますという形でいいかどうか。当然、これ今回出されたこれはまた新たな設計図ですよ。当然これもお金がかかっているんじゃないですか。ちょっと私には理解できないです



ね。これだけの工事を半分だけの調査をして、金額を出して、剥ぐったら違いました。ちょっと理解できません。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 土質の調査につきましては繰り返しになりますけども、ボーリング調査、穴の径が6センチの径のボーリングを打ち抜いてですね、岩盤の出る位置を確認するわけでございますけども、こちらの調査箇所につきましては、まずは滑り面を特定するため、滑り面を特定するために下段の箇所、滑りが発生しているだろうと想定される位置で、2か所のボーリングを行ったところでございます。すべての見えてない部分の土質を調査することはですね、経済的にもたいへん不利になりますので、実施しましたボーリング調査の結果から地山の状況等で推定してですね、岩盤の位置を想定して実施設計に反映するものが通常でございます、実際と異なることはやむを得ないものとして工事図面を作成して発注しているものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） （挙手）

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） イエスカノーかで答えていただいて結構なんですけども。要は滑り面を確定するのがボーリング調査だと思うんです。そのときに中硬岩、ここまで削れば、切ればですね、大丈夫だと。このような思いの設計かと思うんです。滑り面からの上、上と言うよりも、下の法枠でやっとするわけですけど、法面工が。そうすると切り取る土量の耐荷重に合わせた法面工をされていると思うんです。そのときに中硬岩が出た時点で、それ以上の掘削面の整形をせんでも、もうそこから滑ることはない。そこまでの取り除いた土砂の耐荷重分の法面工をすれば足りるんじゃないかと思うんですけど、そういう計算はされて、やっぱり全部取って元の法面に合う耐荷重を確保したということで、イエスカノーかをお願いします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 今回のこの災害の対策としましては、法面上のです

ね、土塊を取り除く滑り面より上ですね、土を取り除いて軽くしてですね、下の法面に影響がなくするというのが目的でございます。また、この中硬岩が早く露出した時点におきましてもですね、コンサルのほうに確認する中で、当初通りの切土の切り付けが必要ということでですね、計算上も確認していただいておりますので、それを基に今回工事を進めているところでございます。

○7番（藤井照憲）（挙手）

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 計算はされたんですかという部分の答えは。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） その計算に基づいて今回切土が必要と確認したところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第37号 工事請負契約の変更については 原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第39号 世羅町税条例等の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 議案 13 ページをお開きください。

議案第 39 号

世羅町税条例等の一部を改正する条例

世羅町税条例（平成 16 年世羅町条例第 48 号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）が公布されたことに伴い、世羅町税条例等を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

この法律改正では、それぞれ施行期日が異なっており、6 月定例会においてご承認をいただきました令和 4 年 4 月 1 日施行以外の施行期日分についてご提案をさせていただくものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 39 号 世羅町税条例等の一部を改正する条例 は  
原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 40 号 世羅町保育所設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

- 子育て支援課長（山名智並） 議長。
- 議長（米重典子） 子育て支援課長。
- 子育て支援課長（山名智並） 議案 18 ページをお開きください。

議案第 40 号

世羅町保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

世羅町保育所設置及び管理に関する条例（平成 19 年世羅町条例第 22 号）の  
一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

世羅町立にしおた保育所おおみ分園を廃止するため、世羅町保育所設置及  
び管理に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでご  
ざいます。

（詳細説明）

- 議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

- 4 番（矢山 武） はい。
- 議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論でよろしいでしょう

か。その辺を明確にお願いします。

○4番（矢山 武） 一般質問でも考え方をお尋ねをしたところでありますが。今直ちに希望がないということになれば将来的に廃止をするのはやむを得ないとしてもですね、やはりきちんとした、この廃止に伴って地域の皆さんの不便、大田の地域に、西大田へも行かれておるようですが、大田に行くということになると、8キロ以上、遠い人は10何キロというような距離を送り迎えをするというような状況になるし、また人数が少なくなってやむを得ないという考えもあるかもしれませんが、私はもっと住民の思いを大事にした対応をする必要があるというように思い、今廃止をするのではなくて、これらをどのように有効活用を図っていくかということ、当然責任持って町もこれらに対応するという姿勢が必要であり、検討委員会、これはもう廃止したんで検討委員会で一定に検討すればいいんだというようなことでは納得はできませんし、なかなかそれじゃあ、こういう方法なら一番いいという具体的な活用方法もむずかしいかもしれませんが、どんどん空き家が増え、過疎化が進んでおる地域がこういう形になると、更に帰る人も帰らないという状況になることは明らかであります。こうした点をじっくり関係者と話をしながら、今後の在り方を進めることを求めまして反対討論といたします。

○議長（米重典子） 次に賛成討論の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第40号 世羅町保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 は 原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 41 号 世羅町応援寄附基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 20 ページをお開きください。

議案第 41 号

世羅町応援寄附基金条例の一部を改正する条例

世羅町応援寄附基金条例（平成 26 年世羅町条例第 33 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定する、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業に対する法人からの寄附金を基金に積み立て、当該事業の実施に必要な費用に充てるため、世羅町応援寄附基金条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 4 番。これまでの活用と少し変わるんじゃないかと思うんですが、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を加えるというようなことになるかと思いますが、これまでの状況と今後改正に伴ってどのようなことに活用していこうという考え方があるのか。寄附金額がどういう流れになってお

るか十分把握をしておりませんが、やはり寄附者の思いも一定に反映を、これ  
でしないということじゃないんですが、範囲を広げるということではないかと  
認識をするんですが、これらの活用についてどのように進めていこうとされて  
いるのか、お尋ねします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。まずこれまでの基金の活用状況  
についてという部分につきまして、私よりお答えをさせていただきます。

これまでにつきましては、先程説明させていただきましたとおり、個人のふ  
るさと納税を主にした寄附につきましてこの基金に積立て、寄附の翌年度にお  
きまして各種寄附者の意向に沿った事業に活用させていただいているところで  
ございます。

この基金につきましては、平成 26 年度に基金を造成し、26 年度分の寄附か  
ら順次積み立てて今年度まで至っておるところでございます。おおよそ個人版  
につきましては 5 つの用途をこちらで示し、寄附者がその用途を選んでいただ  
いて、その用途に沿った内容の事業にですね、寄付の翌年度こちらが事業を選  
定させていただき、各種事業に充当をさせていただいているというところでご  
ざいます。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えいたします。今回この応援寄附基金条例の一  
部の改正につきましては 6 月以降ご説明を申し上げてまいりました元気な地域  
づくり応援事業、こちらでですね、企業版のふるさと納税を活用した事業執行  
していくと。このたびの補正予算でも債務負担を挙げさせていただいていると  
ころでございますけれども、7 月以降申し込みを開始いたしまして、現在 1 件  
の申請と 5 件、6 件だったんですが、ちょっと 1 件どうするか考えておられる  
ので、5 件分が今、申請を検討されている状況でございます。金額にいたしま  
したら約 2000 万円程度の申請になっているところでございます。前回は説  
明をさせていただきましたが、今年度申請、来年度事業実施という形で、今後  
令和 7 年度までの事業ということで現在進めているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 41 号 世羅町応援寄附基金条例の一部を改正する条例は 原案のとおり可決されました。

ここで昼休憩といたします。

▼【町長：「昼までに読めます。」】

いけますか。

▼【町長：「いけます。」】

町長から昼までに読めるということですので、次にまいります。

この際、日程第 9 議案第 42 号 令和 3 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について から、日程第 16 議案第 49 号 令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について までの「8 件」を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 令和 3 年度歳入歳出決算概要説明をお聞きいただきたいと思います。

本日、ここに令和 3 年度一般会計、特別会計、並びに公営企業会計の歳入歳出決算を提出し、その認定をお願いするにあたり、行財政執行の概要を説明のうえ、提案とさせていただきます。

さて、令和 3 年度において、国では、国民の命と生活を守るため、新型コロナ



ナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現をめざし、中長期的な成長力強化が図られてまいりました。併せて、感染拡大を抑えながら雇用と事業を支えるとともに、経済の持ち直しの動きを確かなものとし、民需主導の成長軌道に戻していくため、感染拡大防止策、経済構造転換・好循環実現、防災・減災、国土強靱化の推進等による安全・安心の確保に取り組まれてきました。しかし、ロシアのウクライナ侵攻等による物価高騰は、国民生活や事業者の活動に多大な影響を与えており、感染拡大防止とともに喫緊の課題として速やかな対応策が求められています。

本町において、令和3年度は「第2次長期総合計画後期基本計画」及び「第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画初年度であり、当該計画に盛り込みました施策を具体化し、今後の展開を見据えつつ、諸事業を進めてまいりました。新型コロナウイルス感染症関連につきましては、感染拡大防止策や町民・事業者の皆様のご生活・経済支援等について、国・県の事業を活用し、これらの事業では手当てできない部分を町独自事業により支援してまいりました。また、令和2年度からの繰越事業でありました光ファイバー化工事が完了し、様々な分野での利活用が可能となる土台が整いました。

以降、令和3年度に実施した施策につきまして、第2次長期総合計画に掲げた5つの基本目標に沿って、ご説明申し上げます。

「一般会計」について申し上げます。

一般会計の歳入歳出の決算額につきましては、歳入総額139億3,968万円、歳出総額133億1,966万円となりました。詳細は、お手元にお配りしております歳入歳出決算書のとおりでございます。また、令和3年度で実施した施策につきましては、別冊の主要施策の成果報告書へ内容を記載しております。

最初に「健幸づくり」について、申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組む中で、各種事業の縮小や見直しなどにより、福祉サービス全般において適正な実施に努めてまいりました。

保健・医療の充実に係る施策のうち、福祉医療制度につきましては、重度心身障害者医療において精神障害者の一部を対象として含めるなど、受給者やそ

の家族の生活支援及び負担の軽減に努めてまいりました。

健康増進対策につきましては、疾病予防及び町民の健康管理意識の高揚を図る目的で、広島大学と連携した「健幸づくり」事業を実施、また、特定健診・特定保健指導、がん検診等の受診率向上を図るため、受診勧奨に取り組んでまいりました。

食育推進事業につきましては、第3次食育推進計画に基づき食育推進ネットワークを構成する団体と連携して、「たすきでつなぐ世羅の食育事業」やレシピコンテストを実施し、食に関する知識の醸成や地産地消の推進などに取り組んでまいりました。

高齢化が進行していく中、健康寿命の延伸を図るため、引き続き健康意識の向上と健康づくりの実践につながるよう、取り組んでまいります。

医療対策につきましては、公立世羅中央病院を核とした地域医療体制の充実を図るため、医師確保に努めるとともに、町民が安心して医療を受けられる体制の維持に努めてまいりました。

感染症対策につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施のため、広島県や郡医師会と連携し、町民の接種促進に取り組んでまいりました。

少子高齢化への対応に係る施策のうち、高齢者保健福祉につきましては、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画により、医療と介護・福祉の連携による地域包括ケアシステムの整備に努めてまいりました。また、一般介護予防事業（筋力トレーニング教室等）を実施するなど、高齢者の健康増進及び介護予防、社会参加等を通じ、生きがいを図ってまいりました。

子どもや子育て支援に関する取り組みにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら、子育て世代包括支援センター「だっこ」を拠点として、妊娠・出産及び子育てに関する多様な相談に保健師・保育士等が個別訪問や電話・オンラインにより対応するなど、一人ひとりにきめ細やかな子育て支援を図ってまいりました。母子健康手帳交付時の面談をはじめ、各子育て期の定期面談、助産師による寄り添い型の相談支援や、母子手帳アプリ「母子モ」を導入し、一元的な情報発信に努めてまいりました。また、不妊治療費の助成や妊産婦の健診助成の推進、産後ケア事業を充実し、母子の健康増進、

感染症予防等に取り組んでまいりました。

在宅子育て支援につきましては、子育て広場や子育て講座等により子育ての悩みや不安の解消、孤立防止等に努めるとともに、家族の絆を深めるための記念写真助成券を交付し、地域ぐるみで子育て支援の充実に努めました。

また、子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談員による相談支援や家庭訪問、関係機関と連携して児童虐待防止の強化を図ってまいりました。

保育所運営につきましては、公立保育所と幼保連携型認定こども園3園と連携し、教育・保育の提供、量の確保及び充実に努めてまいりました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組みながら、保育サービスの質的向上と子育て相談機能の充実や3歳未満児の保育ニーズへの対応、就学を見据えた一人ひとりの発達に即した保育に努めてまいりました。

放課後児童健全育成事業につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組みながら、小学6年生までの児童が安全安心に生活できる居場所の確保及び支援の質の向上に努めてまいりました。また、ひとり親家庭に対して、生活援助等を行う事業や自立に効果的な資格取得のための給付を行うなど、子どもの健全な育成と保護者が就労しながら安心して子育てができる環境づくりに取り組みました。

その他、乳児用のおむつ購入費等の助成、保育料負担の軽減や子育て家庭家賃補助、18歳までの児童医療費の助成を継続的に実施するとともに、はぴはぴ祝金（出産祝金支援事業）を新設し、子育て世帯の経済的負担の軽減等を図ってまいりました。

新型コロナウイルス感染症防止対策に関しましては、国の取り組みに対応した子育て世帯への臨時特別給付金支給事業、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）、保育士等処遇改善臨時特例事業を行いました。

障害者福祉につきましては、障害者総合支援法及び児童福祉法のもと、障害福祉サービス等の充実や関係機関との情報共有及び連携強化を図り、地域等における障害者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援するとともに、障害児者福祉の更なる向上に向け取り組みを進めてまいりました。また、障害者差別解消法に基づき、障害者差別の解消を推進するため、様々な障害に対する理解

の促進や啓発を図ってまいりました。

続きまして「ものづくり」について、申し上げます。

国の農業政策が転換される中であって、今後10年間の新たな計画として、第2次世羅町農業振興ビジョンを策定し、本町の基幹産業であります農業振興の施策を推進してまいりました。

農業基盤・環境の整備につきましては、ため池整備事業や農業災害復旧事業、農林業振興対策事業補助金により農地や農業用施設を整備・復旧いたしました。

産業の振興に係る施策につきましては、広島県や、尾道市農業協同組合など関係機関と連携し、将来にわたり農業の担い手となる人材を育成・確保することを目的としたニューファーマー支援事業を実施しました。また、地域農業集団や集落法人などへの助成を行うとともに、効率的・安定的な力強い経営体が、農業生産の相当部分を担う生産構造へ転換することをめざし、集落法人間連携の取り組みを支援しながら、集落法人や認定農業者の育成を促進いたしました。更に、キャベツ・アスパラガス・ぶどう等園芸作物の振興、6次産業化戦略や世羅ブランドの取り組みによる販路拡大などを通して本町農業の振興に取り組むとともに、町内の若者はもとより全国から農業をめざす次世代の担い手を確保し、持続可能なまちづくりをめざすことを目的とした諸事業を推進してまいりました。こうした中、主食用米の消費減少及び米価下落の対策といたしまして、大規模経営による更なる低コスト化を推進するとともに、非主食用米や園芸作物への転換を引き続き進めてまいりました。

中山間地域等直接支払交付金につきましては、88集落、29個別協定に対し、農業生産の維持活動や農地が有する公益的機能の維持活動を図る取り組みを支援いたしました。また、農業・農村の基盤を将来にわたって支え、農村環境の保全をめざす多面的機能支払交付金につきましては、47活動組織で取り組まれました。

人・農地プランにつきましては、農地利用の効率化・高度化を促進し、農業の生産性を向上するため、既に作成された地区について見直しを行い、農地中間管理事業を有効活用しながら、効率的で安定的な力強い経営体の育成を推進

いたしました。

農業生産基盤や生産環境の整備につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用した緊急捕獲活動、町補助金では個人農家等の被害防止対策として125件の侵入防止柵等への補助により農業生産の環境整備を図ってまいりました。世羅町鳥獣被害対策実施隊等によるイノシシ・シカの捕獲頭数は増加しておりますが、農作物等への被害額につきましては、依然として高い傾向にあります。農作物等への被害防止につきましても、集落での侵入防止の学習、侵入防止柵設置及び捕獲による被害防止対策を実施し、一定の効果が得られましたが、継続した対策が必要です。今後も鳥獣被害対策実施隊によるパトロール並びに有害鳥獣解体処理場の活用促進により捕獲活動を推進してまいります。

畜産振興につきましては、周辺環境に配慮した畜産経営体を育成するため、関係機関と連携して畜産農家の訪問指導を実施してまいりました。更に、飼料用稲の生産拡大と耕畜連携の促進に努めてまいりました。

林業振興につきましては、松くい虫による松の被害防止対策として樹幹注入を実施したほか、造林事業に対する補助を行い、森林資源の保護や景観の維持に努めてまいりました。また、ひろしまの森づくり県民税を活用した「ひろしまの森づくり事業」につきましては、里山林の保全活用に取り組むボランティア団体への助成を行い、共有の財産である森林を守り育てる取り組みを行ってまいりました。森林環境譲与税を財源とした森林経営管理事業につきましては、森林整備や巡視、林道の修繕を実施いたしました。

商工業の振興につきましては、企業の設備投資に対しまして奨励措置を行いました。個人消費活動を促すための地域商品券発行事業等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対し、事業の継続支援を行いました。

運転資金や設備資金融資金としての中小企業融資及びマル経融資も含めた利子補給をはじめ、後継者の育成等に資する人材育成事業や持続的な経営基盤確立に向けた小規模企業支援事業等の各種経営支援事業を世羅町商工会と連携し実施いたしました。

また、創業支援につきましても、関係機関と連携し対応し、本町経済の活性

化に取り組んでまいりました。

観光の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を図りつつ、観光客の新たな動向を踏まえた商品・サービスづくり、ターゲットとする地域や顧客層の重点化などの各種観光事業を一般社団法人世羅町観光協会や観光事業者等との連携により効果的かつ一体的に推進してまいりました。

本町の玄関口としての道の駅世羅については、中国横断自動車道尾道松江線を利用される方を中心に、道路情報の提供や休憩施設としての機能はもとより、多くの方に気軽にお立ち寄りいただくよう取り組んでまいりました。更に、旬な情報をお伝えし、より世羅を楽しんでいただき、再度お越しいただけるよう、観光情報・地域情報等をPRする戦略的な情報発信拠点とし、周遊性が高まる取り組みを進めてまいりました。

また、観光施設リニューアル計画の方針に沿って、指定管理施設等の維持修繕工事を実施いたしました。

続きまして「人づくり」について、申し上げます。

生涯学習社会の形成に係る施策につきましては、教育の面では、自立・挑戦・創造をスローガンに「豊かな心を持ち、たくましく未来を拓く」を基本理念として、品格と潤いのある教育を推進するため、総合教育会議の開催等を通じ、教育行政の充実や条件整備など、首長と教育委員会が緊密に連携し、協議・調整することにより、教育施策の方向性を共有し執行してまいりました。

学校教育につきましては、児童・生徒の学ぶ意欲を育て、生きる力としての確かな学力をつけるよう、小中連携による教育を推進し、子どもたちの基礎基本の学力を着実に定着させ、思考力・判断力・表現力等の向上を図ってまいりました。また、保育・幼児教育と学校教育の内容連携や、町内唯一の県立学校であります世羅高等学校とも連携を図り、教育内容の一貫性や充実を図ってまいりました。地域と学校の連携・協働につきましては、地域と学校が一体となって子どもたちの育成を図るため、せらひがし小学校においてコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を先行導入しました。教職員の指導力向上につきましては、授業改善サイクルを機能させる研修を実施するとともに、教育内容充実のため、授業でのICT機器の効果的活用を図る教職員の研修を実施

いたしました。

特別支援教育につきましては、子どもたちの実態に応じた個別指導が必要であり、指導方法の工夫・改善に努めてまいりました。また、よりスムーズな小学校入学が図れるよう町内関係機関との幼保小連携を深めてまいりました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「輝くせらの学校文化発表会」は作品展示のみ実施しましたが、各小中学校においては、感染症対策を講じた上で、学習発表会や文化発表会を実施し、保護者をはじめ多くの町民にすばらしい児童生徒の姿を見ていただくことができました。このほか、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育を推進し、児童・生徒の夢や志を育むことができる学校づくりに努めてまいりました。

家庭と連携しての基本的生活習慣の育成に努め、食育指導の充実を図ってまいりました。また、スポーツ推進事業の実施など、健康づくりや体力・運動能力の向上に努め、たくましく健やかな体の育成を図ってまいりました。学校給食センターにつきましては、学校給食基本構想の策定を完了し、それに基づいた整備実現に引き続き取り組んでまいります。

次代を担う児童・生徒が、郷土への誇りと国際感覚をもった人材として成長していくよう、地域郷土の教材化をもとにふるさと学習や国際理解教育を推進してまいりました。

例年中学校で実施しておりました職場体験学習「せらゆめトライアル・ウィーク」、「中学生海外研修」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止といたしました。しかしながら、学校においては感染症対策を講じたうえで、地域施設等への見学やゲストティーチャーの招へい等、工夫しながらキャリア教育を進めてまいりました。

また、英語検定受検支援制度の活用や教員を対象とした外国語教育研修を実施し、小中学生の英語力向上をめざした指導・支援を通して、国際社会をたくましく生きる人材の育成に努めてまいりました。

知・徳・体のバランスのとれたしなやかで品格のある世羅の子どもを育てるため、家庭や地域との連携は引き続き必要であり、今後も地域の一員として積極的に参画し活動する児童・生徒となるよう働きかけを進めてまいります。

世羅高校教育環境支援につきましては、通学費用の助成、学習力向上を図る

ため専任講師によるSuper世羅塾の開講、そして各種検定料等の助成などの支援を行ってまいりました。

生涯学習の推進につきましては、学びを通じた地域づくりを促進する「広島版学びからはじまる地域づくりプロジェクト」の開催を支援するなど、自治センターを拠点とした町民の自発的な生涯学習の推進に努めてまいりました。

社会教育の推進につきましては、豊かな心と知性を育み、健康で文化的な生活を営むことができるよう事業を展開するとともに、施設の維持管理に努めてまいりました。

読書活動の推進につきましては、「誰でも、いつでも、どこでも」読書活動が行えるよう「暮らしの中に本がある」環境づくりに向けて、「朗読会」をはじめ、ブックスタート事業やセカンドブック事業の実施、学校や認定こども園と連携した取り組みを継続してまいりました。

文化・芸術の振興につきましては、世羅町文化協会、せら美術協会の活動を支援するとともに、文化公演を開催し優れた作品の鑑賞機会を提供してまいりました。

生涯スポーツと体力づくりにつきましては、スポーツ推進委員による「さわやかスポーツ教室」等の開催、世羅町体育協会や世羅町スポーツ少年団、せらスポーツクラブなどの団体との連携を通して「町民一人1運動・1スポーツ参加の促進」に取り組んでまいりました。また、「駅伝のまち」として中国実業団駅伝競走大会の開催を支援し、競技スポーツへの関心を高めてまいりました。

文化財等の保護と活用につきましては、大田庄歴史館の常設展示のリニューアルや視聴覚コーナー等の設備改修を行い、文化財の情報発信拠点として機能の向上を図ってまいりました。また、企画展や講演会を開催するとともに、資料の収集・整理を行い、未指定文化財等の調査、小中学校での「ふるさと学習」支援に取り組んでまいりました。

家庭教育や社会の教育力の向上につきましては、町内において地域運営型の放課後子ども教室の実施を支援いたしました。また、保護者、学校、家庭教育支援者と連携し、家庭教育支援チームによる「親の力を学びあう学習プログラム」を活用した研修会等の開催支援や家庭の教育力向上と子育て情報の共有に



努めてまいりました。

共に生きる地域社会の確立に係る施策につきましては、世羅町人権教育・啓発推進計画に基づき、地域での人権研修会を開催いたしました。公用車用の人権パトロールマグネットシートの作成、ケーブルテレビや広報紙による啓発活動も行ってまいりました。しかし、残念ながら町内における「差別落書き」は依然として後を絶っておりません。人権が尊重されるまちづくりの推進に向けた啓発活動を一層進めてまいります。

男女共同参画の推進につきましては、第3次世羅町男女共同参画行動計画はんぶんコプランに基づく個別の取り組みを可能な限り進めてまいりました。

続きまして「安全安心づくり」について、申し上げます。

地域を支える基盤の整備に係る施策のうち、地域情報関係につきましては、ソーシャルメディアを活用した情報発信として、世羅町LINE公式アカウントの運用を開始し、町政情報、観光情報、緊急情報などの情報発信手段の充実を図りました。

また、せらケーブルねっとの加入促進に努めるとともに、放送業務の受託者である三原テレビ放送との連携により、データ放送の有効活用や自主放送番組の充実を図ってまいりました。

更に、町内全域における高速大容量の通信網を整備するため、繰越事業により光ファイバー化の工事を実施いたしました。

デジタル化の推進につきましては、マイナンバーカードの普及促進に努めてまいりました。

広島中央フライトロードの整備促進につきましては、国土交通省及び広島県への提案活動を広島県内5市町、島根県内10市町と連携し実施してまいりました。

国県道につきましては、町内基幹道路網整備のため、改良や歩道設置等が円滑に進められるよう広島県に対し働きかけてまいりました。

町道につきましては、国からの交付金を最大限に活用し、町道「小草椏ノ木線」及び「重永本線」改良事業に取り組みました。また、その他7路線につきましても事業促進を図ってまいりました。

地籍調査事業につきましては、大字寺町、京丸及び堀越の一部約 0.9 平方キロメートルの一筆地調査等を実施いたしました。

生活を支える基盤の整備に係る施策につきましては、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するとともに、生活環境の向上を図るため、浄化槽設置整備事業により 41 基の助成を行ってまいりました。

また、合併浄化槽の適正な維持管理の促進と公共用水域の水質保全を図るため、維持管理費用の一部助成事業として、2,227 件の助成を行ってまいりました。飲用水施設整備につきましては、安心、安定した飲料水を確保するため、ボーリング等の工事に対する一部補助を 14 件実施いたしました。

火葬場の管理運営につきましては、やすらぎ苑において 293 件の火葬を滞りなく行い、旧世羅三原斎場組合から承継した西和苑の解体工事を実施いたしました。

移住・定住対策につきましては、人口の転出が転入を上回る社会減の克服に向け、空き家バンク制度を活用した住宅の紹介をはじめ、相談窓口の一元化ときめ細やかな対応に努めてまいりました。

地域を支える持続可能な公共交通ネットワークの構築を基本理念とする世羅町地域公共交通網形成計画に基づき、着実な事業の推進を図る中で、路線バスの廃止代替となるせらまちタクシーによる路線運行及び市街地循環タクシーについて、令和 4 年 4 月運行開始に向けて認可手続きを行いました。

消防業務につきましては、町民の生命、身体及び財産を守るため、風水害等の自然災害、火災及び救急業務などに対応いたしました。

世羅消防署及び世羅西出張所の令和 3 年中の出動状況は、火災が 15 件、救助が 12 件、救急が 764 件、ヘリ要請が 5 件となっております。世羅町消防団の令和 3 年度中の出動状況は、火災が 15 件、風水害等が 4 件、訓練が 5 件、会議などは 22 件で、延べ出動団員数は 1,286 人となっております。自主防災組織は、令和 3 年度末時点で 42 組織となっております。町内全域での自主防災組織の活性化、防災研修会等への支援に取り組んでまいりました。

交通安全対策につきましては、各機関・団体との連携による交通安全街頭指導など交通安全意識の向上に努めております。引き続き、世羅警察署及び関係団体と連携し、交通安全施設の計画的な整備を図るとともに、交通安全意識の

向上に取り組んでまいります。

防犯・暴迫に関する取り組みにつきましては、防犯灯の設置支援など町民や関係団体が一体となつての防犯・暴迫活動を進めました。また、生活安全相談では108件の相談が寄せられ、多種多様な相談の窓口としての効果を発揮しております。

消費者行政につきましては、増大する特殊詐欺や悪徳商法による被害の未然防止のための消費者教育や啓発活動を実施いたしました。また、町民の安全と安心を確保するための相談窓口業務を行いました。

潤いのある環境の整備に係る施策につきましては、ごみの減量化・資源化を推進するため、町民の意識啓発に努めるとともに、可燃ごみは三原市へ処理委託し、不燃系ごみは三原広域市町村圏事務組合不燃物処理工場において、三原市と共同処理を行い、更に粗大ごみ拠点収集事業や適正処理困難物処理事業並びにごみ出しサポート収集事業等を実施することにより、ごみの適正処理を図ってまいりました。また、町内のし尿及び浄化槽汚泥につきましては、美化センターにおいて適正に処理いたしました。

地球温暖化防止の取り組みにつきましては、第3次世羅町地球温暖化対策実行計画に基づき、地域協議会である脱温暖化プロジェクトせらと連携し、温室効果ガス排出量削減を推進するため、広報紙発行等の取り組みを行いました。再生可能エネルギーの普及のため、太陽熱利用装置導入に対する補助を16件行いました。

宇津戸地区の悪臭防止対策につきましては、臭気指数測定を継続し、悪臭防止法に基づく改善勧告後の改善状況の確認、指導など、問題解決に向けた取り組みを行いました。

続きまして「地域づくり」について、申し上げます。

協働のまちづくりの推進に係る施策につきましては、地域課題の解決や地域資源の活用など、地域おこし協力隊の活動支援と併せ、住民参画の推進とまちづくり活動の推進に努めてまいりました。

地域活動の拠点である自治センターにつきましては、13地区の振興協議会等への指定管理により新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた適切な管

理運営を行いました。

また、施設整備や改修が必要な自治センターにつきましては、地域と調整協議を重ねてまいりました。

以上、5つの基本目標に基づいて一般会計の概要を申し述べました。

次に「国民健康保険事業特別会計」について申し上げます。

前年度から引き続き新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、税率は据え置きとさせていただきました。

県と市町による共同運営から4年目を迎える中、税率の完全統一に向けての議論も進みつつありますが、町としては、引き続き被保険者の急激な負担増とにならないよう、県内市町が可能な限り高い収納率をめざし、市町間の公平性を確保したうえで統一すべきであると主張を続けてまいりました。

近年、国・県からの交付金は、健全運営に努力した保険者（市町）に手厚く交付される方向にシフトしており、被保険者の健康増進のため、コロナ禍において難しい運営となっている各種の保健事業や特定健診受診率の向上、収納率の確保など、今後も被保険者の皆様のご理解とご協力を頂きながら円滑に実施をしてまいります。

次に「後期高齢者医療制度特別会計」について申し上げます。

制度創設から13年余りが経過いたしました。長寿化や高度医療の発展もあり、医療費は増加の一途を辿っており、町内の1人あたり医療費は、この13年で6万円余り増加している現状にあります。

こうした中、本年10月には2割負担制度が導入されます。町内においては被保険者の2割弱が該当される見込みですが、受診控えなどが起きないように、暫定的に行われる負担軽減措置も含め、制度の趣旨普及に広島県後期高齢者医療広域連合とともに努めてまいります。

また、保険料滞納者は他の税目においても滞納となっている状況にあることから、引き続き、関係課との連携による収納対策や滞納処分を行い、負担の公平性の確保に努めてまいります。

次に「介護保険事業特別会計」について申し上げます。

令和2年度に策定した世羅町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画により、今後も住み慣れた地域で安心して適切に介護サービス等を利用しながら自立した生活が継続できるよう、在宅サービスの充実や認知症に関する研修会、在宅介護者への支援など、地域の高齢者の生活を支援する体制づくりや関係機関や地域社会と一体となって地域包括ケアシステムを構築し、介護サービス・生活支援サービスの提供体制の整備に努めてまいります。

次に「介護サービス事業特別会計」について申し上げます。

要支援者が介護予防サービスなどの適切な利用ができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護サービス事業者など関係機関との連絡調整を行ってまいりました。

次に「農業集落排水事業特別会計」について申し上げます。

小国地区における農業集落排水区域の住民の生活排水を適正に処理することで、より快適で衛生的な生活環境と公共用水域の保全に寄与することができました。平成12年4月1日供用開始から21年が経過し、施設が老朽化しており、今後は計画的な施設の更新を行っていくことが課題となっております。

終わりに「世羅町公営企業会計」について申し上げます。

上水道事業会計につきましては、9地域を給水区域とする水道施設の維持管理を行ってまいりました。建設改良では、配水管の布設を町道乙川山線、配水管の布設替を町道平帽子1号線に実施いたしました。また、黒淵浄水場に非常用発電機の設置を行いました。今後も、引き続き水道水を安定的に供給・持続するよう、適切な施設の維持管理及び更新について計画的な実施に努めます。

公共下水道事業会計につきましては、処理区域の拡大を図るため栄町地区(2工区)・平帽子地区(3・4工区)の管渠新設工事を実施し、町民の皆様に快適で衛生的な生活環境を提供するとともに、公共用水域の保全に寄与すべく事業推進を図ってまいりました。今後も早期に未普及地域の解消、水質保全及

び生活環境向上の促進に努めてまいります。

以上、令和3年度における一般会計、特別会計、並びに公営企業会計の歳入歳出決算について、概要を説明いたしました。

主な財政指標でございますが、平成28年度以降90%代と高率で推移しておりました経常収支比率は、経常経費の減少や普通交付税等の増加が影響したことで前年度から7.3ポイント改善し、86.7%となりました。また、実質公債費比率（3年平均）は、元利償還金の減少等により9.7%となり、前年度から1.0ポイント改善いたしました。

町債残高は、主に光ファイバー化工事で借り入れました合併特例債の影響により発行額が膨らみ、約3億円増加の109億1,783万円となりました。財政調整基金は、平成24年度以来、9年ぶりに取崩しを行わなかったことで、約2億円増加の22億8,998万円、一般会計に属する全基金残高は約3億円増加の48億7,372万円となりました。

景気は緩やかに持ち直しているものの、新たな変異株による新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰等により先行きの不透明感は増しており、町を取り巻く状況は引き続き厳しい状況となっておりますが、限られた経営資源を効率的かつ効果的に活用することで財政運営の健全性を高めてまいります。

何卒、令和3年度決算をご認定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

令和4年9月7日

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで昼休憩といたします。再開は午後1時10分といたします。

休 憩 12時10分

再 開 13時10分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

つぎに、監査委員の審査結果について報告を求めます。

○代表監査委員（山口敦允） 議長。

○議長（米重典子） 代表監査委員。

○代表監査委員（山口敦允） （監査委員の審査結果報告）

○議長（米重典子） 以上で審査結果の報告を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 42 号 令和 3 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について から、議案第 49 号 令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について までの「8 件」については、10 名で構成する決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第 98 条第 1 項の権限を委任のうえ、これに付託し審査することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 42 号 令和 3 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について から、議案第 49 号 令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について までの「8 件」については、10 名で構成する決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第 98 条第 1 項の権限を委任のうえ、これに付託することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、

1 番 高橋公時議員 2 番 上羽場幸男議員 3 番 上本 剛議員

4 番 矢山 武議員 5 番 向谷伸二議員 7 番 藤井照憲議員

8 番 松尾陽子議員 9 番 徳光義昭議員 10 番 久保正道議員

11 番 山田睦浩議員

これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 10 名の方を決算審査特別委員会の委員

に選任することに決定しました。

なお本日、本会議終了後、この場所において、委員会条例第9条第1項の規定により、決算審査特別委員会を招集しますので、委員長、副委員長の選任をお願いします。

日程第17 議案第50号 令和4年度世羅町一般会計補正予算（第4号）  
を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案30ページをお開きください。

議案第50号

令和4年度世羅町一般会計補正予算（第4号）

令和4年度世羅町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

令和4年9月7日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由の説明でございます。

歳入歳出それぞれ281,679千円を増額し、歳入歳出それぞれ12,014,635千円とするものでございます。

歳入は、地方譲与税3,431千円、地方交付税119,362千円、国庫支出金96,917千円、県支出金49,954千円、繰越金78,168千円、諸収入10千円を増額し、地方特例交付金799千円、繰入金36,338千円、町債29,026千円を減額するものでございます。

歳出は、議会費358千円、総務費41,300千円、民生費18,722千円、衛生費11,660千円、農林水産業費98,568千円、商工費6,606千円、土木費98,166千円、消防費12,291千円、予備費800千円を増額し、教育費6,792千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質



疑に入ります。質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 最初に2ページになりますかね、地方交付税、詳細は中にあるんだと思うんですが、大きな補正の中で、かなりの額、1億1000万ですか、増というようになっておりますが。それと、歳出のほうでみるほうが適切なんかもわかりませんが、国の補助金等について増額になっておるわけですが、これらの主なものをお尋ねいたします。

次に29ページ、生活保護費の償還金ということで1700万ですか、あるんですが、どういう理由なのか。そして、農業の関係で35ページになりますかね、国産小麦産地生産性向上事業の内容を。併せて農家支援については、コロナ関係の対応かもしれませんが、その内容を。

そして最後に、41ページ道路維持修繕工事3600万について主にどのような修繕等を考えておられるのか。以上についてお尋ねします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 2ページの地方交付税1億1936万2000円増額となった理由でございますが、当初予算におきましては国・県からですね、参考数値等はある程度のもはありますが、固まったものは示されておられません。町のほうで、普通交付税のですね、試算をしまして、それに基づいて、普通交付税につきましては43億5000万円ということで試算をしておりまして、それを当初予算に計上させていただいております。このたび7月末にですね、国から今年度の普通交付税の交付決定が届きまして、総額が44億6936万2000円ということで、当初予算との差額1億1936万2000円を今回補正として計上させていただいているものです。国におきましては全国ベースで今年度はですね、地方交付税、6000億円程度増額となっておりますので、その影響があったのかと思われまます。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） すいません、国庫補助金の関係のどういったものに

割り振ってあるかという答弁でよろしいでしょうか。

▼【矢山議員：「はい」】

企画課所管しておりますのにつきましては、まず 11 ページ地方創生推進交付金 456 万 6000 円でございますが、こちらにつきましては 21 ページの、これはちょっと財源を振り替えておりまして、今回国費がついた関係で一般財源を 321 万円交通対策費のほうで減額をさせていただいておりますが、デマンド交通事業の補助金 135 万 6000 円、こちらのほうへ充てさせていただいております。こちらにつきましては、現在通常の路線バスが廃止となりました小国甲山線、こちらの代替と致しましては知らせております学生さんに主に利用させていただいておりますが、これの朝の便が非常に利用していただく方は多く、当初 12、3 人を予定しておったんですが、現在 20 人近くが利用いただいております。これで朝の 1 台分を増額をしていくというところでございます。なお、夕方の便につきましては 5 時 30 分と 6 時半の便、これは中学生、高校生がそれぞれ下校時間が異なりますので、夕方の便については変わりなく継続して運行をさせていただきます。

それと歳入に戻りまして 13 ページの一番上でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 6507 万 5000 円でございますが、こちらにつきましては、事業といたしましては、商工観光課のサテライトオフィス関係の事業と、同じく事業継続支援金、すいません。申し訳ございません。まず商工観光課所管の工事費のほうへ 212 万円、同じく商工観光課関係で事業継続支援金、こちらに 875 万円。産業振興課所管の肥料価格高騰支援事業及び会計年度任用職員に 5020 万 5000 円。町民課関係所管の、町民課所管のですね、マイナンバーカード普及啓発事業 400 万円。こちらのほうへ今回の新型コロナウイルス感染の交付金を充てさせていただいているものでございます。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 28 ページ、29 ページ生活保護費の扶助費の償還金についてでございます。こちらは令和 3 年度生活扶助費等の国への返還金となります。主な理由といたしましてはコロナによる影響で生活保護の申請につながる可能性があるのではないかということで予算計上してございましたけども、

申請には至らなかったため返還をすることとなりました。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 産業振興課のほうからはページ 35 ページ、補助金でございます。まず国産小麦産地生産性向上事業でございます。こちらのほう、JAが事業主体になりまして、小麦の産地を拡大していくという事業でございます。具体的には農業法人 6 団体が小麦のですね、コンバイン等の機械を購入するものでございます。

続きまして農家支援事業でございます。これは、ご質問の中にありましたように、コロナ交付金を活用した事業でございます。耕種農家のほうへ反当 10 a あたり 2,000 円の支援をしていくものでございます。このたびのいろんな農業資材等の高騰に伴う農家の不安定な経営に対してですね、支援をしていくというものでございます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 41 ページの道路維持修繕工事についてお答えいたします。工事の主なものにつきましては、現在通行止めにしております町道大休池田線、これの横断函渠につきましてボックスカルバートを敷設する工事、約 1300 万円、その他、重永のですね、百貫山団地へ接続します田打百貫山線の修繕工事などを予定しているところでございます。

○議長（米重典子） そのほか質疑はありませんか。

○10 番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 歳出のほうで、24 ページ、25 ページにありますマイナンバーカード普及促進事業、先程コロナ対策の 400 万を充当するというふうに説明があったと思うんですが、この普及促進事業でどのような形でどのような方法で普及されるのか。また先般も申し上げましたが、複合的な対策をしないとなかなか進んでいかないのではないかとということを申し上げましたが、このようなやり方をされるのかどうか。ただ町民課だけの事業で終わるのではなくて、複合的な横断的なですね、各課の対策が必要と思われるんですが、その

ような考えはどうでしょうか。

それと 38 ページ、39 ページになりますけど、観光施設費の関係で、観光協会の負担金補助金を 258 万円、これは当初予算で負担金は計算されて交付されておりますけども、このほかに追加がなぜ必要なのか。このことを教えてください。

それから 42 ページ、43 ページにあります町営住宅の修繕料、これがかなり 1100 万円という額がありますが、どこの住宅をどのように修繕するのか。そういったところ。

それからもう 1 点は、文化財保護費で、48 ページ、49 ページ、これ発掘調査をされるということですが、どこの場所でどのような発掘をされるのか。そういったところの説明をお願いします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） それでは町民課のほうからは、25 ページマイナンバーカード普及促進事業についてのご質疑にお答えいたします。まずこの普及促進事業の内容でございますけれども、国がマイナポイント第 2 弾として称しまして、今現在マイナンバーカード普及促進の支援策としてマイナンバーカードの申請、新規取得の申請をされた方に 5,000 円分のポイント付与、これに加えて健康保険証としての利用、あるいは公金口座の受け取りの指定、これらがそれぞれ 7,500 円分のポイント付与、最大 2 万円分のポイント付与ということで取組みを進めておられます。これが申請期限は 9 月末ということで期限を切られております。したがって 10 月以降はですね、マイナンバーカードを新規に取得ということで申請されても特典というものが何もないという状況でございます。そうしたことから町として独自の支援ということで 5,000 円分ですね、クオカードを新規に取得申請されて、3 月末までに交付を受けた方に対してですね、交付をしようということで行っていくというものでございます。現在、町の交付率、非常に低い状況でございますので、何としましてもこうした交付率の向上に向けてしっかり取組んでまいりたいと考えております。

複合的な対策等のことでございますけれども、先の全員協議会におきましてもご提案いただいたところでございますけれども、現在、出張サポートという

ことで職員がいろいろな場所へ出向いてですね、このマイナンバーカード申請のサポートを行っております。この範囲をですね、更に拡大をして、さまざまな企業、あるいは商業施設、そうしたところへも赴いてしっかりとこの普及促進に努めてまいりたいと考えております。

それから横断的な対策対応というところでございますけれども、これにつきましては10月以降になろうかと思っておりますけれども、やはり先程申し上げました特典付与というだけではですね、マイナンバーカードの普及促進というものは限界があるのではないかと、担当課としても認識をしております。そういうなかにおいて先程ご指摘いただいたようにですね、庁内横断的にこのマイナンバーカード取得後のさまざまな住民の利便性向上、サービス向上を図っていくというところをしっかりと検討して、それを実現をしてまいりたい、そのように考えております。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） それでは商工観光課から39ページの観光振興費負担金世羅町観光協会補助金についてご説明申し上げます。既にご承知のように、この冬に外資系ホテルが開業していきます。それに伴いまして誘客受け入れ態勢の準備を急ぎたいと思っております。今、協定を結んでおります農協観光さん、アドバイザーの力をお借りしまして、まず誘客につきましては、旅行会社社員モニターツアーを行うように考えてございます。そういう旅行業界の企画造成、そういったスタッフの方に世羅のものを見ていただいて売り込んでいただく。そういう誘客につながる事業を行うように考えてございます。

それと受け入れについてでございますが、今までにないゲストがお越しになられるということがございますので、観光施設おもてなしセミナーをするように考えてございます。これもアドバイザー、農協観光様のお力をお借りする中で大手航空会社CAの方、そういう方々のお力をお借りしてホスピタリーセミナーをすることによって受け入れ環境の充実を図ってまいりたいというふうに考えてございます。それを観光協会のほうへお願いをしまして、事業を進めていきたいと考えてございます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは建設課から43ページの住宅管理費の修繕料についてお答えいたします。修繕の主なものにつきましては、各住宅の入退去に伴う修繕、それからガス給湯器などの故障した場合の修繕によるものでございまして、大きな修繕を予定しているものではございません。今年度の当初予算として現在までに800万円計上しておりますが、現在までに約700万円の修繕を行ってきたところです。前年度におきましても、約1900万円余りの修繕を行ってきたことから、補正によりまして必要な修繕料を確保していくものでございます。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） それでは49ページにございます文化財保護費の委託料、調査業務についてご説明をさせていただきます。町内でさまざまな開発行為を行われる際には事前に文化財の協議、埋蔵文化財の協議というものをいただくようになっております。この協議を受けまして既存の埋蔵文化財の包蔵地の周辺等々で開発行為があるという場合には、事前に試掘調査というものを行いまして、遺構に影響が出るかどうか等々の確認をいたします。昨年度からなんですが、個人で設置される太陽光発電設備の関係に伴います埋蔵文化財の協議がたいへん増えておりまして、今年度当初に組まさせていただいておりました調査業務の委託費用がもうほとんどない状況になってきております。またその後も現在までに協議書が次々と挙がっておりまして、今後現在いただいておりますものだけでも、今後6件は試掘調査、要するに遺跡にかかるかどうかの調査をしていく必要が生じてきておりますので、こちらの費用を補正で挙げさせていただいているものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） やっと議長の許可を得たので、しゃべらせていただきました。13ページなんですが、農業次世代人材投資事業というのがあります。これの内容を聞きたいのと、35ページにその農業次世代人材投資事業補助金とい

うのがあるんですが、この金額を使ってこちらをされていると思うんですが、ちょっと差異があるのでどこに迷子になっているのか教えていただきたい。以上です。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 13 ページの農業次世代人材投資事業でございますが、こちら、国の事業を使いまして、先程の 35 ページ農業次世代人材投資事業補助金ということで事業を行ってまいります。これはですね、新規就農者の経営開始をされる新規就農者に対して支援を行っていく。機械等の導入、経営開始の費用、そういった支援を行っていく事業でございます。またこの歳入と歳出の違いでございますが、当初予算の額を持っておりませんが、当初、単町費が必要というふうに国の事業がなっておりました。それがですね、今回国が 100% 事業費をみるということになりましたので、いわゆる歳出の事業費よりも国からいただく事業費のほうが大きくなったというものでございます。

○議長（米重典子） よろしいですか。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は 2 時 5 0 分といたします。

休 憩 1 4 時 3 5 分

再 開 1 4 時 5 0 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○3 番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3 番 上本 剛議員。

○3 番（上本 剛） すいません。先程の続きなんですが、13 ページの農業次世代人材投資事業ですね、400 万あるんですが、ここが 35 ページでは 296 万 8000 円、まあ 300 万。約 100 万あたりどこにいったのかをお聞きしたい。新しく就農される方の機械の補助ですよね、というのはわかりましたので、そこを教えてください。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） たいへん失礼いたしました。わかりにくい答弁をしてたいへん失礼いたしました。ご質問のですね、約 100 万円がどこにいったのかということでございます。この 100 万はですね、もう既に当初事業費として組んでおりますものがありますので、それは単町費でございました。単町費で既にこの 100 万円は事業費として組んでおります。その 100 万のところへ国費がもらえるということになりましたので、ここで 100 万円ほど国費を多く歳入としてみたというものでございますので、この差額の 100 万円は当初予定しておりますこの 35 ページの約 300 万より別な部分の当初事業へ使用させてもらうものでございます。

▼【上本議員：「ちょっとわからない。」】

○議長（米重典子） それと事業内容についても質問ありましたが。

▼【上本議員：「100 万はどこに消えたのですか。」】

それは今、説明はされたんですけど、もう 1 回言いますか。事業内容はいいんですか。

▼【上本議員：「事業内容はいいです。」】

○産業振興課長（山口 徹） はい、追加で。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） なかなか説明がへたなものでたいへん申し訳ありません。できるだけわかりやすく説明させていただくつもりです。

当初 100 万円の事業を当初予算でもう組んでおります。それをこのたび事業概要が大きくなったため、35 ページの約 300 万円を増加させていただきます。

当初予算の歳入が約 1200 万円ございました。その当初の歳出が 1300 万円。その差額が先程のご質問いただいたおります 100 万でございます。この 100 万円につきましては、1300 万円の事業をする必要がありますので、当初は単町費で組ませていただいております。ですから今回 400 万円の国費歳入で歳出が約 300 万円。その差額が 100 万円になってまいります。今回ですね、当初に単町で組んでおりました 100 万円分が今回の 400 万円と 300 万円の差額ということで、国費 100 万円ほど充てるということになるものでございます。

失礼しました 16 款の県費でございます。



○議長（米重典子） 当初単町費で出していたものを今回の県の補助金で振り替えたということですか。

○産業振興課長（山口 徹） そうということです。それが 100 万円分ということで。

○議長（米重典子） 当初は 1200 万円お金が入って来て、1300 万円の事業なんですけれども、その差額 100 万円を単町費で出していたのを今回の県費の 100 万円を振り替えたということで、ここが 100 万円少なくなっているということだそうですが。よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

○7 番（藤井照憲） （挙手）

○議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員

○7 番（藤井照憲） 給与費の増減が各目でございますので、当初予算に比べてですね、どういう特殊要因があって人の振り替えを行ったかと。ここをお伺いしたいんです。事業の動きによってですね、事業に合った人材、人件費をうまく利用するというのは理解できるんですけども、どんな要因があったのかということをお伺いします。

○議長（米重典子） 給与費はページ的には全部ですか。

○7 番（藤井照憲） 全部です。ですから総額は変わっていないんですけど、要は振り替えている。各目へ振って、増えたところと減ったところがあると。その要因は何でしょうか。ですから財政課で一括答弁してもらって結構でございます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 給与費等全般につきまして総務課より説明をさせていただきますと思います。

この一般会計、今ご提案させていただいております給与費明細書末尾のページでございますけれども、そちらには一般会計の状況をお示しいたしております。その増減の理由でございますけれども、一番下の表に記載しておりますとおり、人事異動によります増減等を反映させているものでございます。町全体といたしましては他に特別会計、それから企業会計等もございますのでトータ

ルでの説明をさせていただきたいと思います。

トータルでの給与費といたしましては、全体で約 600 万円余り、町全体の会計通してですと、600 万円余りの給与費減ということで、若干の減というような数字になってございます。今回お諮りしております補正での対応といたしましては、当初概算で組んでおりましたけれども、各人事異動を反映してでの会計間の異動でございましたり、あとさまざまな手当てを連動させて計算をさせていただき、補正に反映をさせていただいているという状況でございます。

○7 番（藤井照憲）（挙手）

○議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○7 番（藤井照憲） わかりました。特に当初予算の組み替えと、組み替えというのは変ですけど、合わせたということで理解いたします。

次に 41 ページ、土木費河川費の河川浚渫を行われているわけですが、どこ  
の河川でしょうかというのが 1 点。

それから戻りまして 35 ページ、農業公園管理費で、せらワイナリーのほう  
へ施設整備費の委託をしたというようにお伺いしたんですけれども、事業内容  
はどういう事業内容でどういう効果を、効果というか成果が出るのか、そのあ  
たりをお伺いしたいと思います。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは建設課より 41 ページ、河川維持管理費の  
河川維持工事についてお答えいたします。そちらの河川維持工事ではですね、  
大字赤屋の赤屋川の浚渫を行うものでございまして、浚渫区間は約 1 km ござい  
ますが、民家に隣接している約 100m についてですね、緊急性が非常に高いと  
いうことで本年度補正予算で対応させていただくものでございます。よろしく  
お願いいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） それでは商工観光課から 35 ページの農業公園  
管理費施設整備等業務についてお答えいたします。この項目にございますのは  
維持修繕委託でございます。ワイナリー工場に関する攪拌機の取り替えであ

りましたり、活性炭の供給ポンプの入れ替え、こういったものでございます。ですから、そういうインフラの整備、機能維持強化するものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はございませんか。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 41ページになりますが、道路維持費のところでは物件補償270万円とありますが、これの内容を教えてくださいのと、それから43ページの住宅促進費で住宅リフォーム補助金というのは、これは当初予算がある程度決まっているものではないかと思うんですが、これの追加、補正に関する説明をお願いしたいのと、3点目が45ページの消防設備費のところの修繕料541万9000円、これの内容をご説明をお願いいたします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それではお答えいたします。まず41ページの道路維持費の物件補償についてでございますが、こちらは先程道路維持工事で説明いたしました町道大休池田線の函渠の修繕に伴いまして、庭木等の補償を行うものでございます。またですね、町道山福田中央線の法面修繕を行うにあたって、工作物、こちらはですね、獣の侵入を防ぐために設置してある柵、こちらの移設に伴う補償を計上してあるものでございます。

続きまして、43ページの住宅リフォーム補助金でございます。こちらにつきましては、当初予算を計上しておりまして、現在までに補助金を交付してきておるところでございますが、今年度につきましてはですね、例年より早く5月20日ですね、すべての予算を執行したところでございます。この要因といたしましては、物価上昇によりですね、駆け込み需要があったものと考えられておりますので、これらの需要に対応するためにですね、補正予算により追加して執行したいものでございます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） それでは総務課より45ページ消防施設費の修繕料についてご説明をさせていただきます。この修繕料につきましては、防災行政

無線の再送信子局のバッテリー交換でございます。内容といたしましては、7月の臨時議会に於いてお諮りをさせていただきました県の三川ダム小水力発電の事故に伴います緊急修繕がございました。そのときにこの中継子局の対応を3基いたしましたけれども、その他の、その影響を受けていないものにつきましても、同時期でバッテリー交換を行う必要があると判断をし今回、補正予算に計上させていただいたものでございます。町内には17の中継子局がございますけれども、やはり同時期に交換することで安定的な運用が図れるという判断のもとに今回お諮りをさせていただくものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 何点か質疑をさせていただきます。先程の同僚議員ともだぶるところもあるかと思えますけれども、内容が違いますので、再度お尋ねいたします。

まず25ページマイナンバーカード普及でございます。これ500万の全協でも説明受けさせていただいたんですけれども、500万のクオカードということで、国の施策が9月末で終わるということでそれに伴いまして町のほうでも更なる加入促進をするということで新たに国の制度がなくなった後に、このクオカードを使って500万。これどの位の人数を目算しておるのかと。わかる範囲でいいんですけれども、今どれ位の世羅町1万5000人の内の何人位で、普及率が何%だと。わかる範囲でいいです。県内でどの位の位置で世羅町はいるのかというのが23市町でどの位を今、いつているのかというのがわかればいいんです。もうひとつこれがたとえば、全協でもありました9月の末で国が延長した場合、延長した場合はこの事業実施してしまったらダブルになりますよね。国の分でもらうと。今7,500円、7,500円、1万5000円もらって町でもらうと。こういうことは絶対起こってはならないので、この点の国の延長しますよ、10月までします、11月までしますよといったときの対応、これも併せてお伺いいたします。

引き続きまして、39ページ、これも全協で一定の説明を受けております。コロナ対策支援金の事業でございます6500万の内のひとつではあると思います

が、事業継続支援事業 875 万。これは 2 事業、60 万円と 815 万円の事業。これまで支援をしてなかったところ、網羅してなかったところに対しての事業でトラック運送事業者。貨物のほうですね。バス、タクシー、そういったところは 1 度、コロナ対策で支援をしておりますけれども、この原油高騰というところで、一般質問等でもお伺いさせていただいたが、原油高騰等でのコロナ対策支援が使えるということで、それに当てはめた 815 万円だと思っておりますけれども、その詳しい内容をお伺いいたします。

もう 1 点の 60 万円のこれは 1 事業者限定で支援を出しています。この内容についてもお伺いいたします。

併せて同ページの先ほども同僚議員が質問しましたが、世羅町観光協会補助金、これについて課長先程の答弁でありますと、農協観光さんに丸投げのような感じの事業に見えるんですけれども、旅行会社を募ったモニターツアーをされると、その予算を組まれてやると。これの趣旨、目的。と言いますのが、ホテル事業の補填をするのが目的じゃないですよ、勿論。世羅町の観光、ホテルを利用した世羅町の観光に寄与するように、このツアーを組んで知っていただく。ある意味、ホテルが新しくできるから、それによってそことの連携もすると。と言いますのがね、どこの事業者も自分のところでモニターというのは組むんですよ、大体。先般私もちよっと相談受けたときに観光農園さん、自分のところでモニター組んで、自分の利益の中からそういったツアーを組まれていた。ですけど、今回は町がこうやって組むということは町内事業者全体にこの利益があたらなければならないと思うんですけれども、その点についてお伺いいたします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） それでは 25 ページマイナンバーカード普及促進事業に関わるご質疑にお答えいたします。

まず人数の見込みでございますけれども、今、考えておりますのは月に 200 人。3 月末までの交付ということで、10 月に申請をされた方は約 1 か月要するということで、11 月にマイナンバーカードを受け取る。こちらから言えば交付をするということになります。10 月から 2 月末までの申請者を対象としており

ますので、交付をされる方、受け取られる方は11月から3月、この5か月ということになります。月間200人、これを目標にしておりますので、200人かける5か月で、1,000人ということで見込んでおります。ちなみに令和3年度の月間平均が189人ということになっております。何とかこの200人を達成をしたいと考えております。

それから交付率でございますけれども、本日総務省のほうが発表した資料によりますと、交付率は世羅町は41.2%、ただ県内23市町中21番目ということで、まだまだ低位な状況にあることに変わりはありません。しっかり取り組みを進めてまいりたいと考えております。

それから国のマイナポイント第2弾が延長になった場合どうなるのかということでございますけれども、これにつきましては国がそうした支援策を実施する期間につきましては、町としての先程のクオカード配布という支援事業は実施をいたしません。あくまでも国の支援事業がない場合に町としての独自支援を講じると、そういうものでございます。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） それでは商工観光課から39ページの事業継続支援事業についてご説明をします。

この事業につきましては、トラック運送事業、貨物自動車運送事業の支援と温浴支援という2本立てになっております。トラック運送事業につきましては、四輪貨物と軽四輪貨物につきまして、実質の1日の平均走行距離、あるいは燃費等を資料から確認をさせていただきまして、その数値につきまして1台当たり四輪貨物でいきますと4万円、軽四輪貨物でいきますと1万5000円というふうになります。その根拠の積み上げにある中では昨年9月の燃料費とこの4、5、6の3か月の平均を見ますと、その上昇分の2分の1、その6か月を出したものがそれぞれ4万円と1万5000円になっているところでございます。中国運輸局広島支局様からの7月末、本年7月末の状況の台数、アップを見込み、四輪貨物につきましては、4万円かける170台、軽四輪貨物につきましては、1万5000円の90台。680万円と135万円、815万円をトラック運送事業支援に考えております。

温浴施設についてでございますけれども、移動制限が緩和になり、人流が増えたところでございますけれども、なかなか公衆浴場にお客様が戻ってきていないという中で、燃料高騰の影響は大きいということがございまして、全国各地の状況を見ましても、公衆浴場の支援を行っておりますので本町についても支援をしていくように考えてございます。

聞き取りによりますと、この温浴施設につきましては、年間重油ですが、20万リットルの使用があるやに聞いておりますけれども、その6か月分、先程申し述べました重油の今年の9月とこの春先の3か月の平均、その上昇分の2分の1、6か月を支援する。それが60万円という金額になっておるところでございます。こういった金額で2つの事業関係をサポートしていければというふうに考えてございます。

次に、39ページの観光協会の補助金の、失礼いたしました観光振興費につきまして、先程ありました農協観光様のネットワークをお借りして事業自体は世羅町観光協会にお願いすることになりますけれども、やはり劇的に旅行環境が変わってくるというところもありますので、まずはそういう新たなるゲストがいらっしゃるということも踏まえまして、旅行会社の皆様に旅行商品の造成や、お客に向けての発想をいただくためにツアー、そういったことを研究していただくようになっております。

併せましてこの外資系ホテルによりまして宿泊のひとつのものはできますけれども、既存の旅館様もありますので、農泊とか、そういったものでどういった展開ができるかということも幅広く研究ができればというふうに考えてございます。やはりそういうプロの方々、そういう旅行者の皆様、それぞれ持ち味とか、強みがあると思いますので、そういう中で新たなる発想を頂戴できればというふうに思っております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ご答弁いただきましてマイナンバーの件に関しまして、課長、全協で聞いたときよりは順位が上がっておるということもございませう。課長、先程本音を言いまして、お金でつるんじゃないと。マイナンバーカード自体が効力があって、これは使い勝手がいいと皆さんが思うようなものに

していかなければ、これが本質だと思います。けど、けどしかたないけど、500万を打って、国と同じようにお金でつってしまおうと。この普及活動、やはり世羅町が先程聞いたらかなり23市町の内21位と低いので是非ともここは努力いただきまして、少しでも順位を上げるというのではないですけども、普及に努めていただきたいと思います。

ちょっと1点、まだ理解できてない部分があるんですけども、今の商工観光の部分で、課長、温浴施設も、運送業に関しましても、テレビ報道等でさまざまな報道なされておりました、たいへんなのは見ているところでございます。世羅町においてもこういった支援がなかったのが、今回取り上げたというのは十分理解できるものでありますけれども、この温浴施設はご存じのように、昨年ちょうど9月決算のときにも値引きしてましたよね、駐車料金。今度はあげてますよね。今度こういう感じで。今回の分は、原油高騰ということですけども、今日のアグリの決算にもありましたように、各種支援事業、雇用調整金ないし国・県、いろんな助成金をもらってどこの事業者もやはり耐え忍んで何とかやってきておる。それを今回この事業、1者限定でやられるというのはちょっとどうも違和感があるように思えてなりません。再度ご答弁いただきます。

併せて聞かせてください。47ページこれ教育委員会のほうになりますけども、中学校費のところ、44万円、小型バス等運行というのがありますけれども、これは先般来から大見地区ですかね、中学校のバスの件で陳情も挙げておいた件になるかと思うんですけどもこの点についてお伺い致します。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。ご指摘いただいた件でございますけれども、令和2年度の対応についておさらいをさせていただきますと、令和2年につきましては、全く得体の知れないウイルスが実はコロナじゃというなかで、移動制限あるいはオリンピック延期というなかで、要は4月以降の事業者の将来不安や苦境をどのように支援していくかというのが課題でございました。そのなかで給付型金融支援、あるいは県・国の支援メニュー。それと他の市町の動向見るなかで、急ピッチで仕上げるものが求められたところでござ



います。

また手持ちのなかで何ができるかということも模索したところでございます。一番は経済活動を停滞させてはいけないということで取り組んでいったところでございます。この温浴施設につきましては、世羅町と契約を結んでおりますので、その契約に基づいて、合意を得て減額をしていったところでございます。当時は担当課とすればベターな対応かというふうに思っておりましたが、昨年ご指摘をいただいたなかで、もう少しいい方法があったのではないかとということで、非常に遺憾の意を表したいところでございます。そういった意味で令和3年度につきましてはそのような対応をしていないところでございます。やはり温浴施設につきましては、必要な社会インフラでございます。まず4点でございます。今、中国新聞様の記事みますと沿岸部の銭湯で廃業が多いところがございます。そういったところは防がなければならないというのがまず1点でございます。2点目でございますが、この施設につきましては、当時旧甲山町が今高野山開発の一環としまして、歴史館、温浴施設を開発していったところでございます。そういった意味で大切な施設であるというふうに考えてございます。それと3点目でございますが、これまで今高野山通りの活性化に向けまして、地域の方々といろいろとお話しをするなかで、いつも出てくるのはその温浴施設を活用しての何かいいことできないでしょうかねというようなこと。要は皆さん、非常に愛着を持っていらっしゃる施設であるということでございます。最後、4点目でございますが、観光客を誘致するためにアイデアとして以前から聞いてきたアイデアとしますと、パンダを呼んでくる。温泉を掘る。そういうアイデアがございます。そういうアイデアを今もおっしゃる人がいますけれども、温泉を掘っても掘り当てることがむずかしいですけれども、もっと言いますと、閉鎖してしまったら再開することはむずかしくなってしまうかと思えます。そういった意味で頑張っている施設についてサポートしていければというふうに考えたところでございます。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それではお答えさせていただきます。10款教育費の内、3項中学校費における小型バス等の運行についてでございます。ご指摘

いただきましたように、これはスクールタクシーの件でございます。4月27日全員協議会でご説明させていただきましたが、世羅中大見方面における11月から2月までの冬季の間のすべてのスクールタクシーの利用分、それから単発にはなりますが、9月、11月には体育大会とかですね、文化発表会、これが早下校がありますので、そういったもの含むという金額になっております。よろしく願いいたします。

○議長（米重典子） いいですか。

【高橋議員：「答弁になってないですよ。一般質問になりそうなのでいいです。」】

○7番（藤井照憲） （挙手）

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 一般質問になりそうなんですけど、

○議長（米重典子） 一般質問にはならないでください。お願いします。

○7番（藤井照憲） はい。以前からこの予算書の説明欄のところのことを言っているんですけど、この説明欄の文言を変えるのにシステム改修費がいくらかかるでしょうか。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 本町で使っておりますシステムにつきましては本町オリジナルで納入していただいておりますものではなく、大手メーカーがシステムを開発し、それを若干の本町版にカスタマイズした上で本町で使用しているものでございます。なかなか説明欄におきまして詳しい説明事項ということですね、文字数等も制限されているところもございまして、情報量も多くなるとそれなりにページ数も多くなってまいります。そのような中でですね、改修等もし行うとするとですね、本町オリジナルで改修をしないといけないということになれば数百万、1000万単位くらいの改修が、それ以上になるかもしれませんが、かかってくる可能性もございまして、なかなか現実的にそういった対応が現在のところはできかねると考えられます。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） それでは引き続き商工観光課長へ聞くようになるんで、誠意あるご返答をお願いいたします。

5ページせら香遊ランド管理委託、債務負担行為の変更なんですけど、130万増額、債務負担で増額されてます。これ、商工費ののほうを見て指定管理業務、39ページのほうで130万、単年で130万ということで、債務負担で組んだのがそのまま単年で計上されておるということだろうと思うんですけど、これ以前にも課長にはご意見させてもらったと思うんですけど、別の席の場ですね。指定管理業務についてはあくまで平時に則った状態での業務であって、先程からおっしゃられる平時とは違う状態、誰も経験したことがないような状態、今回コロナ、また物価高騰といったものについては、別途それに対応したしなやかなきめ細やかな対応をとという意見を述べさせてもらったと思うんですけど、なぜ敢えて指定管理業務の中へ組み込むようなことをされているのか。これ気を付けなければいけないと思うのは、一旦これ債務負担でやったときにですね、さすれば月日が経った後ですよ。結果で2000数百万、2058万円7000円。これが既存額になってしまう恐れがあると。我々構成も入れ替わって経緯経過がわからなくなってですね、しっかりとそこを抑えて職員がやっていければいいんですけど、そういう危惧があると。そういう危惧があるんでそういった意見を述べさせてもらっていたと思うんですけど、一切それについて配慮されてないと思ってもよろしいんでしょうか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。今、ご指摘いただいたところでございますけれども、5ページの額と39ページの130万が同じ額のものでございますけれども、この指定管理料のはじき方につきましては、集客、その施設を利用するところのものにつきましては、想定される収入からかかる経費を積み上げてそのマイナス分を基に指定管理料はじいているところでございます。ですから、指定管理期間が終わって次の指定管理を募集する際にはそういう計算の中でまた改めて計算を起こし直して作っていくようなことになろうかと思えます。

今回のこの補正のところにつきましては、ひとつは不具合が生じたところがございます。これは電磁弁の故障によりまして、機能しなかった影響によりましてエコ給湯が夜間給水をされず、日中のボイラーにより給湯されたというような事案がございました。それによりまして、平時はそこまで利用が多くない重油等が上がりましたので、そういった故障によるものをこのたび挙げさせていただいたところがございます。

それと併せましてこの施設自体がオープンをしまして、時代を経ているところがございますが、そのイレギュラーな故障によりまして必要となる経費が発生しておりますので、それを合わせてこのたび挙げさせていただいたところがございます。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子）6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 予算のことにつきましては、必要なものですので組んでおられることは理解しております。要はその組み方のところを意見を以前述べさせてもらって、そのことについてどうなのかというのを聞かせさせてもらったところがございます。結果がすべてでございますので、また別の場ですね、これについてはご協議させていただきたいと思いますが、非常にですね、これについては今まで述べてきたことがどうだったのかなと痛感したところがございます。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） これまでご指摘いただいたところで、なかなかそのようなしなやかな対応ができず申し訳ございません。ご指摘の点、今の平時と今の有事の切り分け、これについてはしっかり対応していくように考えてございます。このたびはいかにこういう状況を回避していくかということがありましたので、やや近視眼的な考えに陥っていたところがあるかもしれませんが、ご示唆をいただいたところを踏まえまして、今後の事務に反映をさせていただきます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はございませんか。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○ 8 番（松尾陽子） 30 ページ、31 ページのところの清掃費、燃やすごみ処理事務でおよそ 800 万円の補正が出ておりますけれども、これは当初予定していたごみの量よりもかなり増えたということなんでしょうか。

○ 町民課長（道添 毅） 議長。

○ 議長（米重典子） 町民課長。

○ 町民課長（道添 毅） それでは 31 ページ燃やすごみ処理事務の 798 万 6000 円の理由でございますけれども、これにつきましては燃やすごみ処理事務につきましては、世羅町は三原市へ委託をしております。三原市の清掃工場、こちらの維持管理等に要する経費につきまして三原市と世羅町の人口割合、そして三原市と世羅町のごみの搬入量の割合、こうしたことに基づいてですね、世羅町の委託料を算定しているところでございます。

このたび三原市から電力単価、この高騰によってですね、電気使用量、これが不足する見込みがあると、恐れがあるということで、約 4650 万の増額の必要があるということ。それと、焼却炉等の修繕、緊急修繕対応、これが必要となったため、修繕料もですね、不足する恐れがあるということで、これについては約 2570 万、それぞれ増額の必要がある旨の説明を受けております。三原市におきましては、この 2 つを合わせた約 7720 万につきまして 9 月の三原市議会のほうへですね、増額補正の提案をするということでございます。したがって、世羅町といたしましてもその増額に対応すべく、先程申し上げました負担割合に応じてですね、算定した結果等に基づいて 798 万 6000 円を増額補正するものでございます。

○ 議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

○ 1 番（高橋公時） 議長。

○ 議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○ 1 番（高橋公時） この際、議案第 50 号 令和 4 年度一般会計補正予算（第 4 号）の修正に関する動議を提出いたします。

（「賛成」の声あり）

○ 議長（米重典子） ただいま、1 番 高橋 公時議員から、議案第 50 号

令和4年度 世羅町一般会計補正予算（第4号）の修正に関する動議が提出されました。

本動議は、地方自治法第115条の3の規定により、議員定数の12分の1以上の発議と認められますので成立いたしました。

ここで、「暫時休憩」といたします。

-----

暫時休憩 15時38分

(修正議案の配布)

再開 15時47分

-----

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開します。

先ほど成立した動議について、本案に対しては1番 高橋 公時議員ほか6名からお手元に配布した修正の動議が提出されています。したがって、これを本案と併せて議題とします。

修正案提出者から提案理由の説明を求めます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋 公時） 議案第50号 令和4年度世羅町一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び世羅町議会会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出する。

令和4年9月7日 提出

世羅町議会議長 米重 典子 様

発議者	世羅町議会議員	高橋 公時
賛成者	同 上	上羽場幸男
賛成者	同 上	上本 剛
賛成者	同 上	田原 賢司
賛成者	同 上	藤井 照憲
賛成者	同 上	徳光 義昭
賛成者	同 上	山田 睦浩

提案理由でございます。

事業継続支援事業のうち、温浴施設支援事業は、対象事業者が1事業者に限定した支援策でございます。他の業種の事業者においても同様に燃油価格高騰による経営への影響を受けている現況がある中で、各事業者は国、県及び町の支援策を活用して事業運営の継続を図っているところでございます。これらのことから、燃油価格高騰並びにコロナ禍における事業継続のための支援を1事業者に限定して行う理由になるとは考えにくいいため、事業継続支援事業のうち、温浴施設支援事業については、修正を加えるものでございます。

次ページをお開きください。

#### 議案第50号 令和4年度世羅町一般会計補正予算（第4号）に対する修正案

議案第50号 令和4年度世羅町一般会計補正予算（第4号）の一部を次のように修正します。

第1条中「281,679千円」を「281,079千円」に、「12,014,635千円」を「12,014,035千円」に改めるものでございます。

第1表 歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳入、15款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額1,168,033千円、補正額96,317千円、計1,264,350千円にするものでございます。

2項 国庫補助金の内訳でございます。補正前の額336,295千円、補正額94,899千円を94,299千円に改めるものでございます。計といたしましては、431,194千円を、430,594千円に改めるものでございます。

歳入合計でございます。補正前の額は11,732,956千円でございます。補正額281,679千円を281,079千円に改めるものでございます。計といたしまして、12,014,635千円を、12,014,035千円に改めるものでございます。

続いて歳出をご説明いたします。7款 商工費、補正前の額326,638千円、補正額6,006千円、計332,644千円とするものでございます。

1項 商工費の内訳でございます。補正前の額326,638千円、補正前の額6,606千円、これを6,006千円に修正するものでございます。合計は333,244千円を332,644千円に改めるものでございます。

歳出合計は補正前の額11,732,956千円、補正前の額が281,679千円を

281,079千円に改めるものでございます。合計といたしましては、12,014,635千円を12,014,035千円に改めるものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書についてはご一読ください。

以上で議案第50号 令和4年度世羅町一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議の説明でございます。

○議長（米重典子） 以上で、修正案に関する提案理由の説明を終わります。これより修正案に関する質疑に入ります。質疑ありませんか。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） ただ今の質疑の中でも一定の執行部の考えが答弁されましたが、非常に経営の実態が厳しいものと思われるわけですが、これらについて提案理由の中では1事業者に限定して云々というようになっておりますが、こうした厳しい状況の中でこの60万円によって大きく経営が左右されるということはないかもしれませんが、私はそういう点では非常に重要な施策のひとつであるというように思うわけです。どのような考えで修正をされるんでしょう。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） はい。4番 矢山議員にお答えいたします。先ほども提案理由のところで述べてますように、ほかの業種の事業者においてもこの事業者のみならず、やはり燃油高騰による打撃は受けておるのが現状でございます。そしてまたこの事業者におかれましても、国・県、また町のこうした支援を受けながら現在も頑張っているとは思いますが、しかしこの1事業者だけのみならず他にもこうした事業者がいらっしゃるということでございます。そうした事業者を網羅した提案を町のほうが再度なされるならそれに関しては問題ないかと思えますけれども、こうした偏った1事業者に対してするという事に対して修正をかけたものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。



議案第 50 号 令和 4 年度 世羅町一般会計補正予算（第 4 号）の修正に関する動議の修正案及び議案第 50 号 令和 4 年度 世羅町一般会計補正予算（第 4 号）の討論を併せて行います。

討論の順序は、最初に「原案賛成者」、次に「原案及び修正案反対者」、次に「原案賛成者」、次に「修正案賛成者」の順に行います。

討論に入ります。討論はありませんか。

まず原案に賛成者の討論の発言を許します。

○ 4 番（矢山 武） 議長。

○ 議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○ 4 番（矢山 武） 原案に賛成の討論を行いますが、原案賛成という中にもいろいろあるわけですが、

○ 議長（米重典子） 原案賛成でお願いいたします。

○ 4 番（矢山 武） 併せて討論をしてもいいでしょう。

○ 議長（米重典子） 中身はよろしいですが、あくまで原案賛成の立場で討論をお願いいたします。

○ 4 番（矢山 武） これまで先程も申し上げましたが、全協等でいろいろ議論を重ねてこういう事態になって、非常に私としては、このことによって非常に多くの方が、町民の皆さんがいいことだということには私はならないんじゃないかということで原案賛成という立場で討論に立ちました。

コロナによって非常に、コロナだけか、ウクライナの戦争の影響か、物価が非常に上がる中で暮らしが厳しい状況にあります。こうした中で提案者の高橋議員の考え方もひとつの考えであるとは思いますが、お年寄りの人も年金暮らしの中で、物価高騰でたいへんな状況にあります。こうした中でそうした方への一定の対応も十分にはできないにしても考える必要があるというように思うわけでありますが、収入が下がり、また物価が上がった部分を、先程の説明では2分の1ということでしたが、全然燃料が高くなって、いろんな業者が厳しいという状況の中で、できるだけ2分の1でも4分の1でも支援をしていくという考え方に立ってですね、やる必要が私はあるというように思います。そのためにはもっといろんな考えがあるんだというように思うわけですが、そうした中で60万円を修正をして住民の皆さんはこれで良かったということには絶

対ならないというように思いますし、またこれまでの経緯を詳しく把握はしておりませんが、やはり厳しい中で頑張っておられる状況があるというように思うわけですが。それをこの金額で賄うということにはなりません、やはりひとつの対応として100%でないにしてもこれを行うと、これをやめるというようなことは住民の皆さんの願いに応える方向では私はないということを申し上げて賛成討論といたします。

○議長（米重典子） 次に 原案及び修正案に反対者の討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（米重典子） それでは次に、原案に賛成者の討論の発言を許します。

○5番（向谷伸二） 議長。

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） それでは原案に賛成の立場で発言をさせていただきます。

温浴施設1業者限定でという形での意見もございましたが、1業者しかなかったということも言えるのではないかというふうにも捉えております。また温浴施設の場合、生活上、必ず必要なものというような位置づけにはないというふうに考えております。こういったコロナであったり、こういった今のウクライナ等の原油高騰とか、そういったことで影響を受けている業者さんもたくさんございますが、ある程度のニーズがある中で営業されていると。そういったことはあると思います。ですが、温浴施設の場合はどうしても行かないといけなといった形にはならないというふうに思いますので、そういった意味からも非常に経営は苦しいのではないかというふうに推測しています。

また、今、今高野山が1200年開基ということで盛り上げている最中でもあります、今後も今高野山を盛り上げていくと、あの場所自体も盛り上げていくという意味からも、もし仮にあそこが閉鎖というようなことになった場合は、観光自体にも影響が発生すると。そういった可能性もありますので、そういった総合的な観点から今回の原案に対して私は賛成をさせていただきたいと思います。

○議長（米重典子） 修正案に賛成者の討論の発言を許します。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 皆さん、の議会は提案された議案に対して慎重審議の上、議決し、責任を果たす、これが二元代表制でございます。議決した予算、これについては、執行部と同等に議会も責任を負うこととなります。今回、修正の議案でございますけれど、これはご要望に基づいて同様の事例を商工会へ照会され、他に要望がないと。こんなことで1事業者への支援となったと。このように伺っております。しかし、このコロナ禍の今日、多くの事業者の方は大なり小なりご苦労されて事業を継続されておられます。町が施策の内容を町内の事業者の方に周知し、そして皆さまの声に耳を傾け、そうすることによって他に要望がないと。こういったときにはですね、この修正というのはなかったと思います。しかし、この手続きがなされてないと。税の公平公正な負担をする場合、必ず皆様の意見を聞きその中を集約する。これが行政の仕事だと思います。したがって今回ご提案の予算のうち、温浴施設にかかる部分の減額、ここを修正し、町内の事業者の皆様のご意見をまとめていただいて、必要があればまた提出していただきたいと。このように思うわけでございます。議会は議決した予算の執行には執行部と同等の責任を持たなければなりません。課題を抱えたまま議決はできません。一部修正する議案に賛成し、議員としても責任を果たしたいと。このように思っております。以上賛成討論とさせていただきます。

○議長（米重典子） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

▼【久保議員：「議長。原案に賛成の討論を。（聞き取れない）」】

○議長（米重典子） 原案に賛成の討論ということですか。

▼【久保議員：「はい」】

10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 町長の提出された議案第50号に賛成の立場で討論いたします。

3年前からコロナのまん延によりまして、国民の生活は一転して現在に至っておりますが、本年4月頃より燃料の高騰ということで、世界情勢の関係、そ

れから日本の円安の状況もあるようですが、このような状況の中で今まで経験したことの無いコロナ、燃料高騰、そういったことに対する暗中模索と言いますか、いろいろ国のほうも支援も打ち出してこられております。その中において世羅町においても過去2年、国の制度を活用して、商工業者の方には持続化給付金などの対策で手当をし、支援をしてきておりますが、今回この燃料高騰ということで、先程来ありますトラックの運送業者とか、温浴施設の経営者の方、そういった方々に対する支援の予算化を提案されております。トラック等の事業者もかなりおられるようですが、温浴施設は世羅町内で指定管理を含めて2か所ございますが、周辺においても温浴施設はございますが、この温浴施設がずっと予約制で待ち構えてやるような業態ではない。常に温泉としての活用ができるような状態で燃料を焚いておかなければいけない。このような状況の中で燃料高騰による痛手を被っておられる業態は、かなりの経営の圧迫感を感じておられる。こうした方々をなぜ支援せないけんかということですが、近隣からこの世羅町にお出でになってこの温浴施設を楽しみにしておられる方々もたくさんおられます。ピースライナーを使って広島市内から楽しみに来ているんだという方々も何人かも知っております。そういった施設が沿岸部、広島市内、全国において廃業をやむなくされるといような事態も発生しているということを我々はこの世羅町に対して温浴施設があることによって観光、それから交流人口、そういったことを増やしていく、あるいは維持をしていく。そういうひとつの施策の支援を我々はするべきだと、このように感じておるわけです。修正をしてこの流れを世羅町の観光交流人口の流れを留めることなく前に進めていくことを私は必要としております。よってこの原案に賛成し、修正案に反対をするという立場で討論をさせていただきます。

○議長（米重典子） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第50号 令和4年度 世羅町一般会計補正予算（第4号）については、「修正案のとおり決定する」ことに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 50 号 令和 4 年度 世羅町一般会計補正予算 (第 4 号) は 修正案のとおり修正することに決定されました。

次に、議案第 50 号 令和 4 年度 世羅町一般会計補正予算 (第 4 号) の修正部分を除く原案について、採決を行います。

議案第 50 号 令和 4 年度 世羅町一般会計補正予算 (第 4 号) の修正部分を除く原案に決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 50 号 令和 4 年度 世羅町一般会計補正予算 (第 4 号) の 修正部分を除く原案 は、可決されました。

▼ (矢山 武議員 16時15分 退 席)

日程第 18 議案第 51 号 令和 4 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長 (矢崎克生) 議長。

○議長 (米重典子) 財政課長。

○財政課長 (矢崎克生) 議案 31 ページをお開きください。

議案第 51 号

令和 4 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 4 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 62,782 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 1,735,970 千円とするものでございます。

歳入は、県支出金 111 千円、繰越金 83,560 千円を増額し、繰入金 20,889 千円を減額するものでございます。

歳出は、保険給付費 111 千円、諸支出金 216 千円、予備費 62,866 千円を増額し、総務費 411 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 51 号 令和 4 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） は 原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 52 号 令和 4 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 1 号） を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 32 ページをお開きください。

議案第 52 号

令和 4 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 1 号）

令和４年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第１号）を別紙のとおり提出する。

令和４年９月７日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 7,758 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 571,316 千円とするものでございます。

歳入は、保険料 364 千円、繰入金 3,199 千円、繰越金 4,195 千円を増額するものでございます。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金 9,736 千円、諸支出金 98 千円を増額し、総務費 2,076 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子）これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 52 号 令和４年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第１号）は 原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 53 号 令和４年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 33 ページをお開きください。

議案第 53 号

令和 4 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 90,706 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 2,711,052 千円とするものでございます。

歳入は、繰越金 98,481 千円を増額し、繰入金 7,775 千円を減額するものでございます。

歳出は、基金積立金 59,124 千円、諸支出金 39,357 千円を増額し、総務費 6,923 千円、地域支援事業費 852 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）



起立全員 であります。

したがって、議案第 53 号 令和 4 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） は 原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 54 号 令和 4 年度介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号） を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 34 ページをお開きください。

議案第 54 号

令和 4 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 1,337 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 10,001 千円とするものでございます。

歳入は、繰入金 48 千円、繰越金 1,289 千円を増額し、歳出は、事務費 48 千円、諸支出金 1,289 千円を増額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 54 号 令和 4 年度介護サービス事業特別会計補正予算(第 1 号) は 原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 55 号 令和 4 年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(米重典子) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) 議案 35 ページをお開きください。

議案第 55 号

令和 4 年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 4 年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 2,220 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 67,162 千円とするものでございます。

歳入は、繰入金 1,765 千円、繰越金 455 千円を増額し、歳出は、総務費 2,220 千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 55 号 令和 4 年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号) は 原案のとおり可決されました。

日程第 23 議案第 56 号 令和 4 年度世羅町上水道事業会計補正予算(第 1 号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長(和泉秀宣) 議長。

○議長(米重典子) 上下水道課長。

○上下水道課長(和泉秀宣) 議案集 36 ページをお開きください。

議案第 56 号

令和 4 年度世羅町上水道事業会計補正予算(第 1 号)

令和 4 年度世羅町上水道事業会計補正予算(第 1 号) を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

収益的収入 5,233 千円を減額し、収入 2,452,404 千円とし、収益的支出 7,882 千円を増額し、支出 456,813 千円としたい。

収入は営業外収益 5,233 千円を減額し、支出は営業費用 7,882 千円を増額したいものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 56 号 令和 4 年度世羅町上水道事業会計補正予算（第 1 号） は 原案のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 57 号 令和 4 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号） を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議案集 37 ページをお開きください。

議案第 57 号

令和 4 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

収益的収入支出それぞれ 285 千円を増額し、収入 673,978 千円とし、支出 223,088 千円としたい。

収入は営業外収益 285 千円を増額し、支出は営業費用 285 千円を増額したい。

資本的収入支出それぞれ 16,030 千円を増額し、収入支出それぞれ 279,388 千円としたい。

収入は負担金 16,030 千円を増額し、支出は建設改良費 16,030 千円を増額したいものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） ここで時間延長しておきます。

-----  
【時間延長 16時55分】  
-----

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 57 号 令和 4 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)は 原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで「散会」いたします。

なお、次回の本会議は、 9 月 21 日 午前 9 時 0 0 分から、「開会」いたし

ますので、ご参集願います。

(起立・礼)

-----

散 会 16時59分